

第2編

第6期垂井町障がい福祉計画
第2期垂井町障がい児福祉計画

令和3年度 ▶ 令和5年度

令和3年3月

もくじ

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景	1
(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行	1
(2) 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定	1
2 計画の位置付け	3
3 計画の策定体制	3
(1) 垂井町障がい者計画等策定懇話会	3
(2) 不破郡・養老郡障がい者自立支援協議会	3
(3) ニーズの把握等	4
4 計画の基本理念	4
(1) 基本理念	4
(2) 基本方針	4

第2章 障がい者などの状況

1 人口の推移	6
2 身体障害者手帳などの所持者	7
(1) 身体障害者手帳などの所持者数の推移	7
(2) 身体障がいのある人	9
(3) 知的障がいのある人	12
(4) 精神障がいのある人	13
(5) 難病患者	14
3 障害支援区分	16
(1) 障害支援区分の認定者	16
(2) 障害福祉サービス等支給決定者	17

第3章 基本的な考え方

1 前期計画の数値目標と実績	18
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	18
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	18
(3) 地域生活支援拠点等の整備	18
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	19
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	20
2 本計画の数値目標	21
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	21
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	21
(3) 地域生活支援拠点等の整備	22
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	22
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	23
(6) 相談支援体制の充実・強化等	24
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	24

第4章 障害福祉サービス等

1 障害福祉サービス等の種類	25
2 訪問系サービス	27
3 日中活動系サービス	30
(1) 生活介護	30
(2) 自立訓練(機能訓練・生活訓練)	31
(3) 就労移行支援	33
(4) 就労継続支援(A)型	34
(5) 就労継続支援(B)型	35
(6) 就労定着支援	36
(7) 療養介護	38
(8) 短期入所(ショートステイ)	39
4 居住系サービス	41
(1) 自立生活援助	41
(2) 共同生活援助(グループホーム)	41
(3) 施設入所支援	43
5 相談支援	44

第5章 地域生活支援事業

1 地域生活支援事業の種類	47
2 必須事業	48
(1) 理解促進研修・啓発事業	48
(2) 自発的活動支援事業	48
(3) 相談支援事業	49
(4) 成年後見制度利用支援事業	51
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	52
(6) 意思疎通支援事業	53
(7) 日常生活用具給付等事業	54
(8) 手話奉仕員養成研修事業	55
(9) 移動支援事業	56
(10) 地域活動支援センター	57
3 任意事業	58
(1) 訪問入浴サービス事業	58
(2) 日中一時支援事業	59
(3) 社会参加促進事業	60
(4) 発達障害児者及び家族等支援事業	60

第6章 障がい児支援サービス

1 障がい児支援サービスの種類	62
2 障害児通所支援	62
(1) 児童発達支援	62
(2) 放課後等デイサービス	64
(3) 保育所等訪問支援	65
(4) 居宅訪問型児童発達支援	66
3 障害児相談支援	67
4 子ども・子育て支援	68
(1) 保育所等の障がいのある児童の受け入れ	68
(2) 放課後等健全育成事業の障がい児の受け入れ	68

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制	69
(1) 不破郡・養老郡障がい者自立支援協議会	69
(2) 庁内体制	69
(3) PDCAサイクルの活用	69
2 計画の広報と地域福祉の推進	70
3 関係機関等との連携	70

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行

平成15年4月、「措置制度」にかわり、障がい者自らがサービスを選択し事業者と直接に契約する「支援費制度」が導入されました。これにより、ホームヘルプサービスやグループホームなどの居宅サービスの利用が飛躍的に伸びました。

一方、サービス費用の増大による制度の維持困難、支援費制度の対象となっていない精神障がい者に対するサービスの遅れ、市町村間でのサービス格差、福祉施設や事業体系の見直しの必要性、地域生活や就労支援といった新たな課題への対応など、支援費制度には解決すべきさまざまな課題が指摘されていました。こうした課題を解決し、障がい者が必要なサービスを安定的な制度の下で利用できるよう、障がい保健福祉施策の各種の抜本的な見直しを行う「障害者自立支援法」が制定されました。この法律において、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業を提供するための体制の確保を計画的に進めるため、市町村並びに都道府県に障害福祉計画の策定が義務づけられました。

障害者自立支援法については、憲法や障害者権利条約に違反する疑いがあるとして訴訟が起こされましたが、新法制定が約束され和解しました。その後、「障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の施行による利用者負担の見直し、相談支援の充実等を経て、平成25年度、障害者自立支援法は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）として改正されました。

更に、平成27年12月、国の社会保障審議会障害者部会において、「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」がまとめられ、これを踏まえて平成28年6月には障害者総合支援法、児童福祉法の改正法が公布されました。この改正により市町村及び都道府県に障害児福祉計画の策定が義務づけられました。

(2) 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定

本町においては、平成19年度に「垂井町障害福祉計画（第1期計画）」を策定し、その後は3年ごとに計画の見直しを行ってきました。計画策定にあたっては、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

(以下「基本指針」という。)を踏まえて計画を策定することとなっています。

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定にあたり、基本指針の見直しが行われました。主なポイントは次のとおりです。

<第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に係る基本指針のポイント>

①地域における生活の維持及び継続の推進

- ・日中サービス支援型指定共同生活援助など常時の支援体制の確保による地域移行の推進

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・包括的かつ継続的な地域生活支援体制整備を計画的に推進する観点から、精神障害者の精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標を追加
- ・アルコール、薬物及びギャンブル等の依存症対策を推進することを基本指針に記載

③福祉施設から一般就労への移行

- ・就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就労継続支援の取組も評価（就労移行支援の目標の明確化、就労継続支援A型・B型について成果目標を追加）
- ・就労定着支援の利用を促すため、利用者数を成果目標として追加
- ・農福連携の推進、大学在学中の就労移行支援の利用促進、高齢障害者への支援等について記載

④「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・住民の主体的な地域づくりの仕組み作りや柔軟なサービスの確保、包括的な支援体制の構築

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制の確保、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等の確保

⑥障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・児童発達支援センターの機能強化による地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進
- ・障害児入所施設のケア単位の小規模化、18歳以降の支援について必要な協議が行われる体制整備
- ・保育、保健医療、教育等の関係機関との連携（空き教室の活用、難聴児支援の体制確保）
- ・重症心身障害児や医療的ケア児に対する支援体制の整備（短期入所等のニーズと支援体制の把握）

⑦相談支援体制の充実・強化等

- ・各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向け検討

⑧障害者の社会参加を支える取組

- ・都道府県による障害者の文化芸術活動支援センターの設置、広域的な支援センターの設置を推進
- ・読書バリアフリー法を踏まえた視覚障害者等の読書環境の整備推進

⑨障害福祉サービス等の質の向上

- ・障害福祉サービス等の質を向上させるための体制構築の成果目標を追加

⑩障害福祉人材の確保

- ・研修の実施、多職種間の連携の推進、働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等

本町においては、平成29年度に「第5期垂井町障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」（計画期間：平成30年度～平成32年度）を策定し、これに沿って障がい福祉サービス等の整備を推進してきました。

具体的には、生活介護と就労継続支援B型の事業所として垂井町福祉事業所けやきの家が開所、放課後等デイサービスの町内事業所の開所などサービスの充実が図られました。また、養老町、関ヶ原町との3町共同で基幹相談支援センターを設置するとともに、自立支援協議会も共同設置し、相談体制の充実、課題解決の体制の整備を行いました。

一方、十分に目標が達成できていない残された課題があり、また新たなニーズや課題が生じています。これらのニーズや課題、基本指針に示された成果目標などを踏まえ、「第6期垂井町障がい福祉計画・第2期垂井町障がい児福祉計画」（計画期間：令和3年度～令和5年度）を策定しました。

2 計画の位置付け

この計画は、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

また、この計画は、「垂井町障がい者計画」を上位計画としており、主に「生活支援」「雇用・就業」「教育・療育・子育て支援」分野の実施計画と位置づけられます。

3 計画の策定体制

(1) 垂井町障がい者計画等策定懇話会

各方面の幅広い意見を計画に反映させるため、障がいのある人の団体の代表、医療・福祉・就労関係などに従事する専門家、有識者などから成る「垂井町障がい者計画等策定懇話会」において計画についての意見を伺いました。

(2) 不破郡・養老郡障がい者自立支援協議会

不破郡・養老郡障がい者自立支援協議会において、計画案の説明を行うとともに、それに対する意見・要望等を聴取しました。

(3) ニーズの把握等

障がいのある人の現状やニーズ、課題を把握するため、「垂井町障がい者計画等アンケート」「当事者団体ヒアリング」を実施しました。また、住民の利用実績のある障がい福祉サービス等事業所を対象としてアンケートを実施し、事業所の課題、参入意向、整備が必要な（不足している）サービス、感染対策、町が重点的に取り組むべき施策などについてたずね、サービスの見込みと確保策等の施策検討を行いました。

4 計画の基本理念

(1) 基本理念

地域ぐるみで支えあう町づくり

垂井町では、「第4次垂井町障がい者計画」の中で「地域ぐるみで支えあう町づくり」を基本理念として、障がいのある人もない人も地域で支えあい暮らし続けることができるまちを目指しています。

本計画においても上位計画である「第4次垂井町障がい者計画」の基本理念を踏襲し、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえながら、次の8項目を基本方針とします。

(2) 基本方針

- ①障がい者等の自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要な支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス、障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。
- ②身近な地域で障害福祉サービス等を利用できるよう、提供体制の確保を図ります。また、障がい種別によらない一元的な障害福祉サービス等の充実を図ります。
- ③障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルサービスの提供等、障がい者等の生活を地域全体で支える包括的ケアシステムの構築を図ります。

- ④地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域づくりに向けた支援、断らない相談支援、つながりや参加の支援など重層的な支援体制の整備を推進します。
- ⑤障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保を図るとともに、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。
- また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。
- 更に、障がい児がこれらの支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。
- ⑥障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組みます。
- ⑦障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。
- また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を推進します。
- ⑧近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへ対応していくための体制整備を強化していきます。

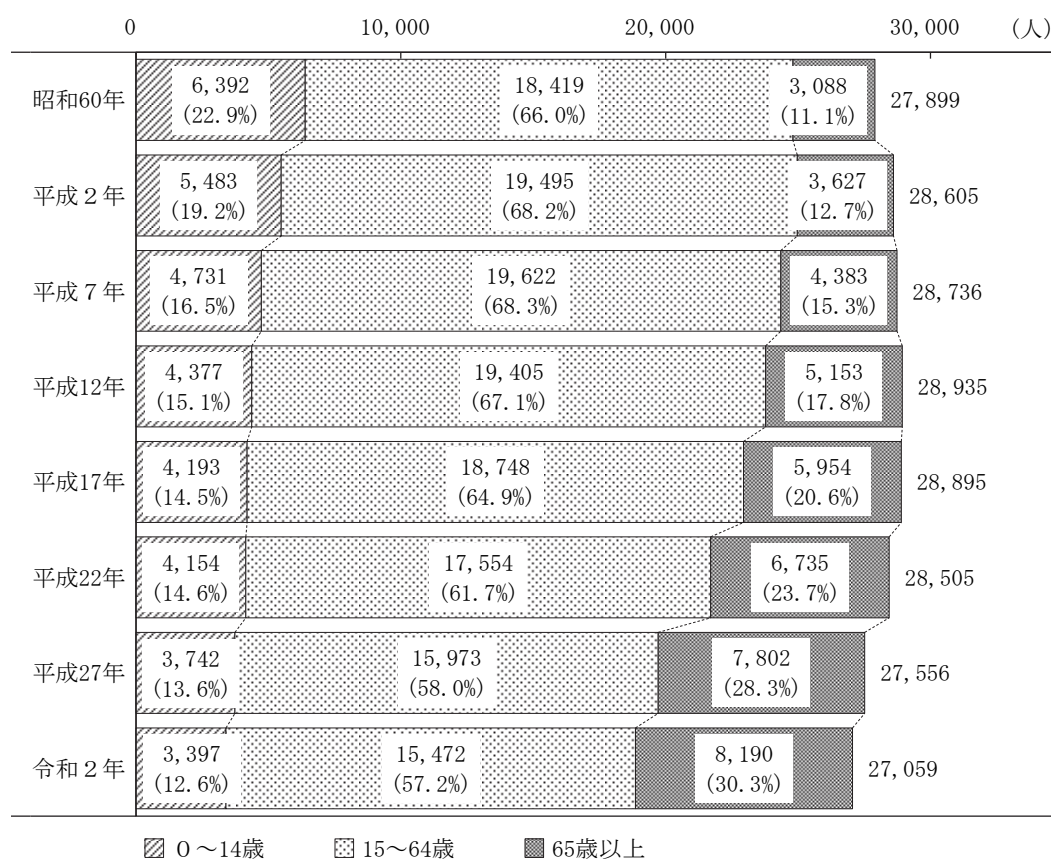
第2章 障がい者などの状況

1 人口の推移

本町の総人口は、令和2年4月1日現在27,059人です。平成12年までは増加していましたが、平成17年以降は減少に転じています。

年齢3区分別にみると、0～14歳人口、15～64歳人口が減少を続けているのに対して、65歳以上人口は年々増加し、令和2年には8,190人、総人口に占める割合（高齢化率）は30.3%となっています（図表2-1）。

図表2-1 人口の推移



(注) 総人口は年齢不詳を含む。

資料：昭和60年～平成27年は「国勢調査」、令和2年は4月1日現在の「住民基本台帳」

2 身体障害者手帳などの所持者

(1) 身体障害者手帳などの所持者数の推移

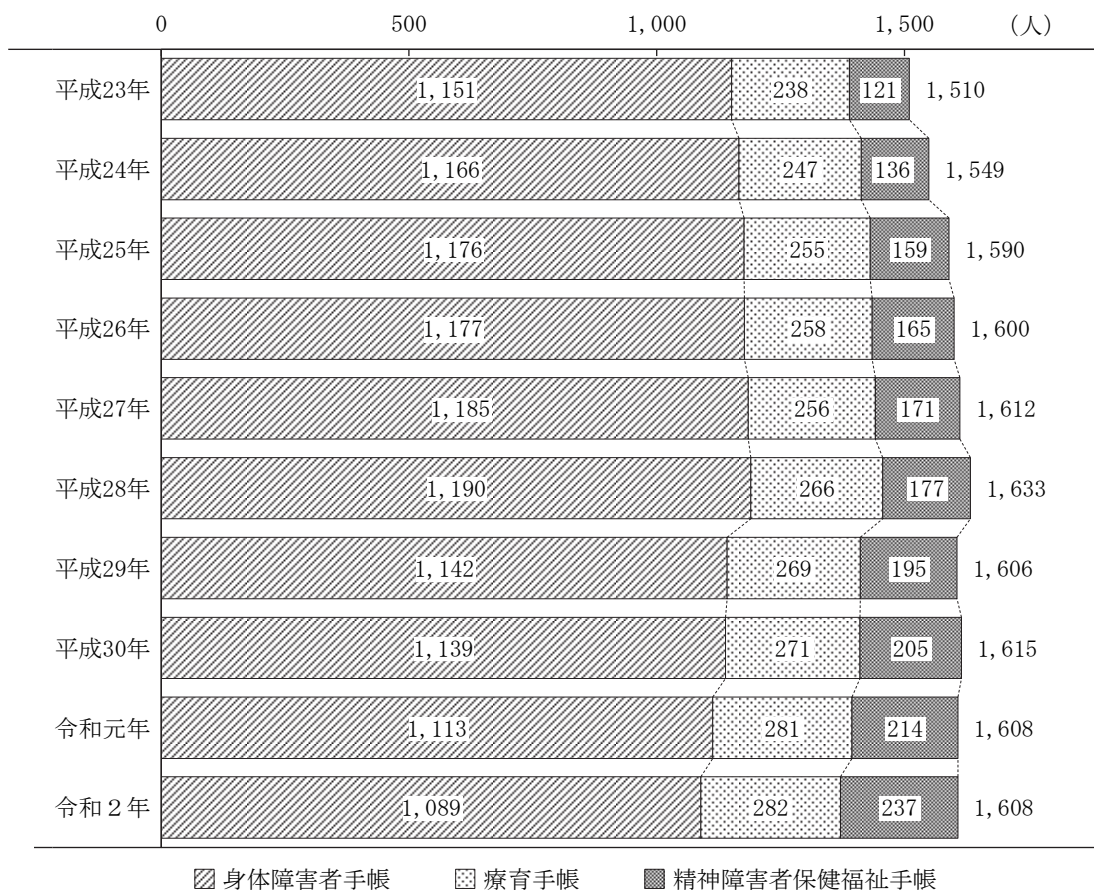
令和2年3月末日現在、障害者手帳を所持している人の総数は1,608人です。手帳の種類別にみると、身体障害者手帳所持者が1,089人、療育手帳所持者が282人、精神障害者保健福祉手帳所持者が237人となっています（図表2-2）。

複数の障がいをあわせもつ人がいますが、概ね住民の5.9%、つまり約17人に1人が何らかの障がいを有していることになります。

障害者手帳を所持している人は平成28年までは増加していましたが、平成29年に27人減少し、近年は大幅な増減はなく横ばい傾向にあります。障がいの種別ごとにみると、身体障害者手帳所持者は減少し、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は増加しています（図表2-2）。

年齢別にみると、65歳以上が908人（56.5%）を占めています（図表2-3）。

図表2-2 障がい種別ごとの障がい者数の推移



資料：身体障害者更生相談所、県障がい福祉課、西濃保健所（各年3月末日現在）

図表2-3 年齢別にみた障がい者数

単位：人、(%)

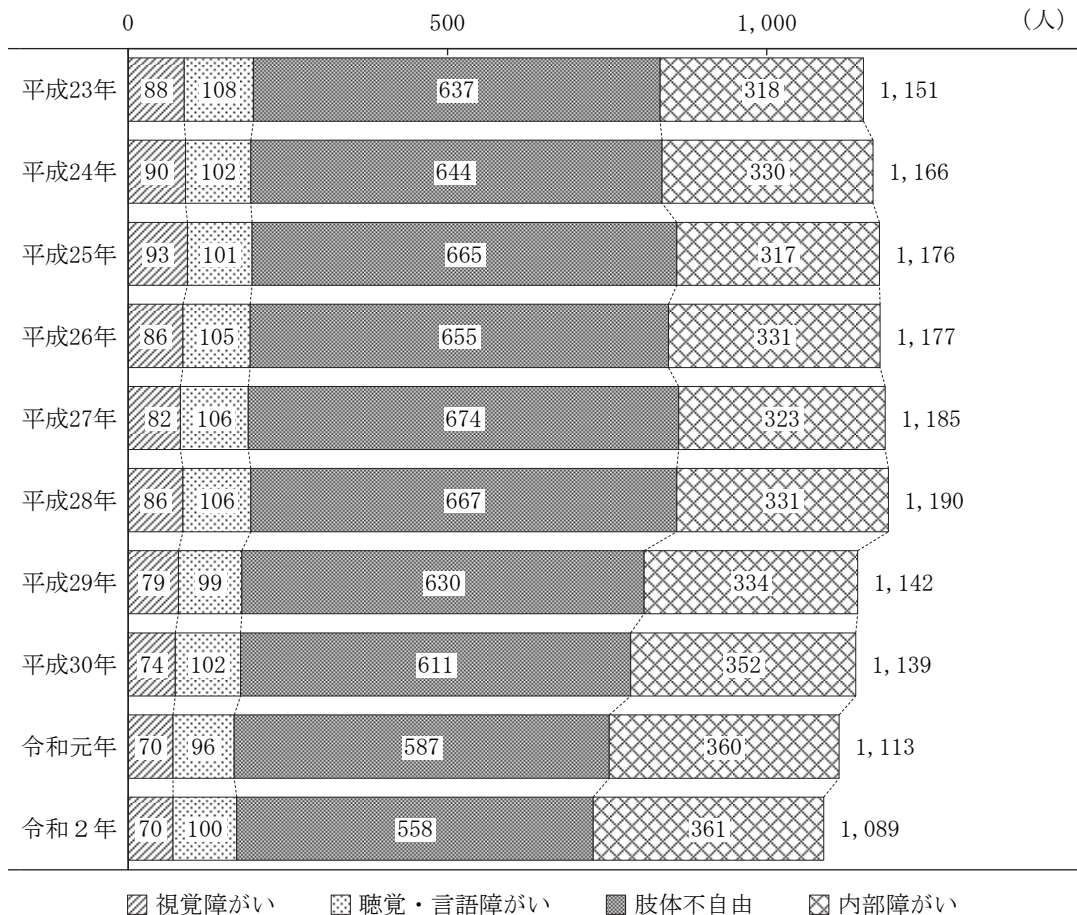
区 分	身体障がい のある人	知的障がい のある人	精神障がい のある人	合 計
平成23年	1,151	238	121	1,510 (100.0)
18歳未満	27	65	4	96 (6.4)
18～39歳	61	76	28	165 (10.9)
40～64歳	277	77	69	423 (28.0)
65歳以上	786	20	20	826 (54.7)
平成29年	1,142	269	195	1,606 (100.0)
18歳未満	19	72	3	94 (5.9)
18～39歳	52	97	53	202 (12.6)
40～64歳	226	70	85	381 (23.7)
65歳以上	845	30	54	929 (57.8)
令和2年	1,089	282	237	1,608 (100.0)
18歳未満	14	61	4	79 (4.9)
18～39歳	55	113	55	223 (13.9)
40～64歳	205	74	119	398 (24.7)
65歳以上	815	34	59	908 (56.5)
増 減 (H23～R2年)	△62	44	116	98
人 率	△5.4	18.4	95.9	6.5

資料：身体障害者更生相談所、県障がい福祉課、西濃保健所（各年3月末日現在）

(2) 身体障がいのある人

身体障害者手帳所持者は、平成28年までは増加していましたが、平成29年以降は減少に転じており、令和2年3月末日現在1,089人となっています。身体障がいの種類別にみると、肢体不自由が558人（51.2%）と過半数を占めています。視覚障がい及び肢体不自由は減少傾向にあり、内部障がいは増加傾向にあります（図表2-4）。

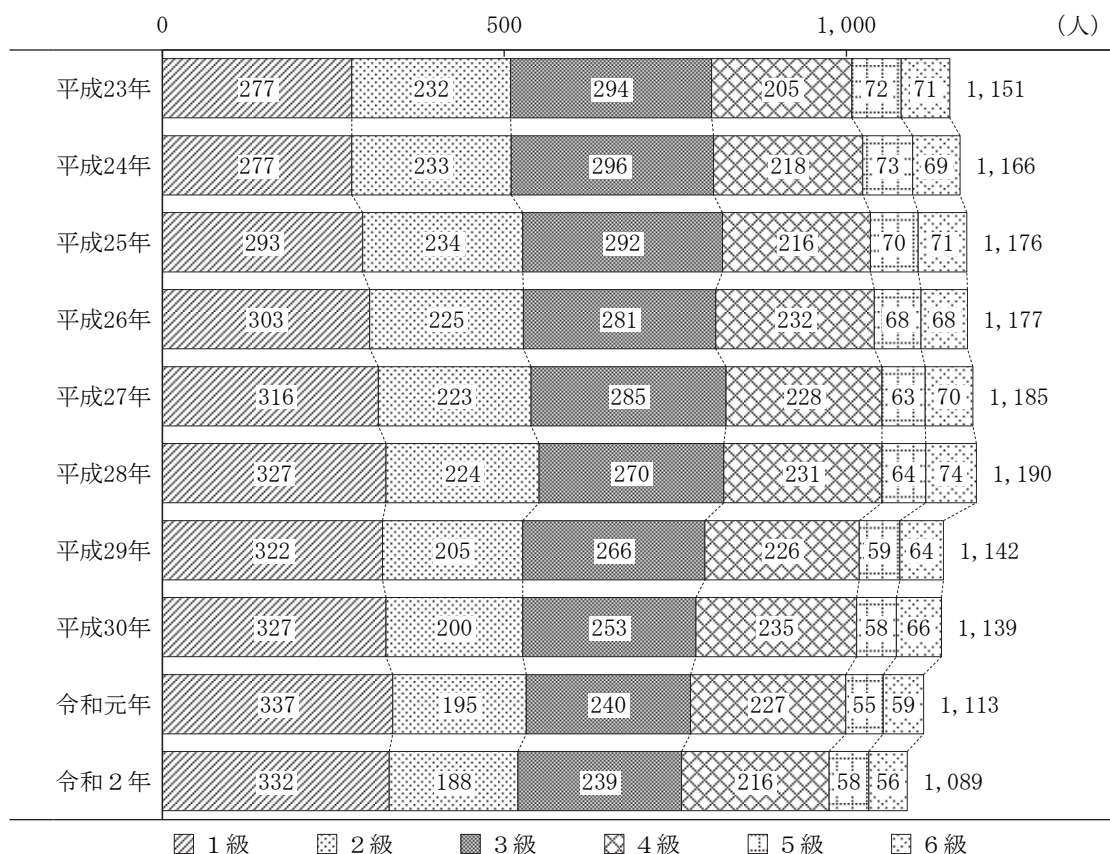
図表2-4 障がいの種類別にみた障害者手帳所持者数の推移



資料：身体障害者更生相談所（各年3月末日現在）

障がい等級別にみると、最重度の1級が332人（30.5%）と最も多くなっています。これに2級を加えた重度が520人（47.8%）、3・4級の中度が455人（41.8%）、5・6級の軽度が114人（10.5%）となっています（図表2-5）。

図表2-5 障がい等級別にみた身体障害者手帳所持者数の推移



資料：身体障害者更生相談所（各年3月末日現在）

障がいの種類別に等級をみると、視覚障がい、内部障がいは1級が多く、聴覚・言語障がいは2級が多くなっています。肢体不自由は2級・3級が多くなっています（図表2-6）。

図表2-6 障害等級別・障がいの種類別にみた身体障害者手帳所持者数

単位：人

区分	視覚障がい	聴覚・言語障がい	肢体不自由	内部障がい	計
1級	30	8	96	198	332
2級	20	32	132	4	188
3級	6	12	132	89	239
4級	4	25	117	70	216
5級	6	2	50	0	58
6級	4	21	31	0	56
計	70	100	558	361	1,089

資料：身体障害者更生相談所（令和2年3月末日現在）

年齢別・性別にみると、18歳未満は男女の差に大きな違いはありませんが、18～39歳、40～64歳は男性が多く、65歳以上は女性が多くなっています。全体では男性が女性より47人多くなっています。障がいの種類別では、内部障がいは女性より男性が多くなっていますが、視覚障がい、聴覚平衡機能障がい、音声言語そしゃく機能障がいは男性より女性が多くなっています（図表2-7）。

図表2-7 年齢別・性別・障がいの種類別にみた身体障害者手帳所持者数

単位：人

区 分	18歳未満		18～39歳		40～64歳		65歳以上		計		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
視 覚 障 が い	2		2		4	3	19	40	27	43	70
聴覚平衡機能障がい		2	1	3	10	5	22	44	32	54	87
聴 覚		2	1	3	9	5	22	44	32	54	86
平 衡 機 能					1				1		1
音声言語そしゃく機能障がい							4	9	4	9	13
肢 体 不 自 由	4	3	18	11	72	44	185	221	279	279	558
上 肢	4	2	4		39	16	85	91	132	109	241
下 肢		1	6	3	22	20	70	102	98	126	224
体 幹			8	6	10	7	30	28	48	41	89
運 動 機 能				2	1	1			1	3	4
内 部 障 が い	2	1	14	4	46	12	163	119	225	136	361
心 臓 機 能		1	9	3	22	6	85	63	116	73	189
じん臓機能	1		5	1	13	4	35	28	54	33	87
呼 吸 器 機 能					1	1	15	12	16	13	29
ぼうこう・直腸機能					9	1	28	15	37	16	53
小 腸 機 能											0
肝 臓 機 能	1				1			1	2	1	3
合 計	8	6	35	18	132	64	393	433	568	521	1,089
	14		53		196		826		1,089		

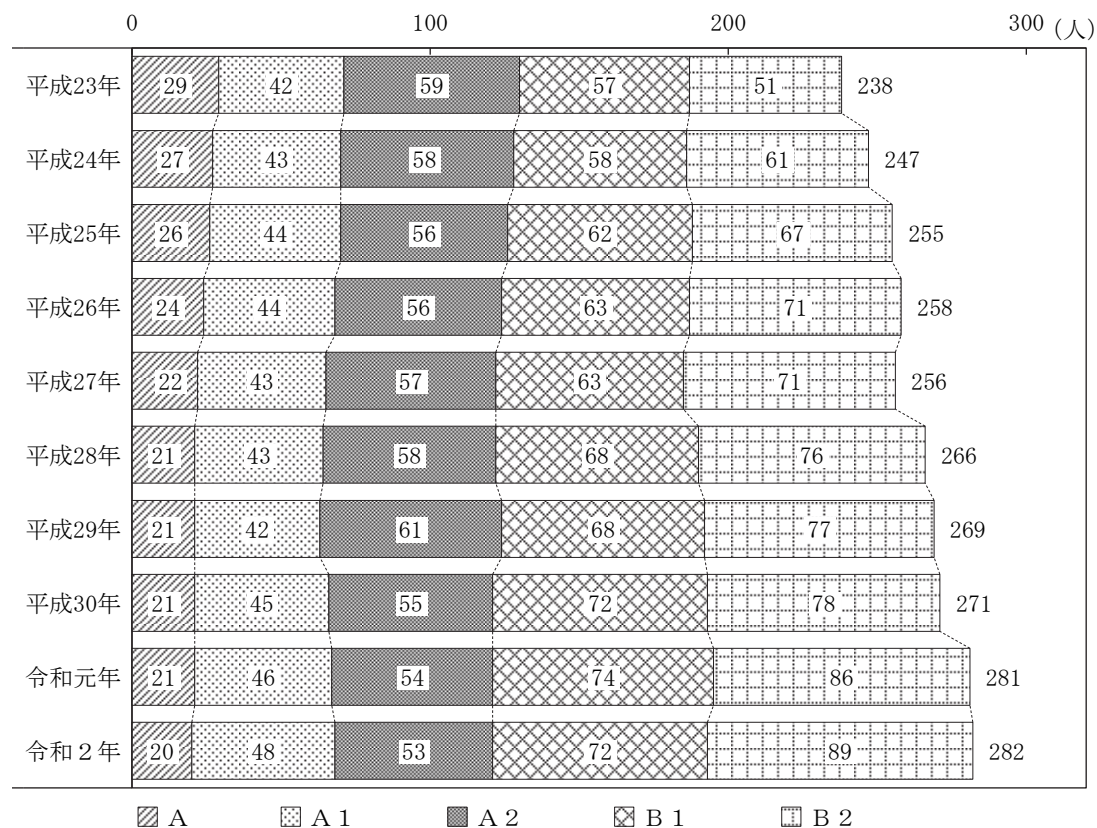
資料：身体障害者更生相談所（令和2年3月末日現在）

(3) 知的障がいのある人

療育手帳所持者を障がいの程度別にみると、重度のA（A、A1（最重度）、A2（重度））が121人（42.9%）、中度のB1が72人（25.5%）、軽度のB2が89人（31.6%）となっています。近年は人数の増減が少なく、横ばい傾向にあります（図表2-8）。

性別では男性が167人（59.2%）、女性が115人（40.8%）と男性が多く、年齢別では18～39歳が113人（40.1%）と多くなっています（図表2-9）。

図表2-8 障がいの程度別にみた療育手帳所持者数の推移



資料：県障がい福祉課（各年3月末日現在）

図表2-9 年齢別・障がいの程度別にみた療育手帳所持者数

単位：人

区分	18歳未満		18～39歳		40～64歳		65歳以上		計		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
A	0	0	0	0	5	4	5	6	10	10	20
A1	3	2	12	11	14	3	2	1	31	17	48
A2	9	2	10	7	8	4	7	6	34	19	53
B1	5	1	17	21	9	12	3	4	34	38	72
B2	25	14	24	11	9	6	0	0	58	31	89
合計	42	19	63	50	45	29	17	17	167	115	282
	61		113		74		34				

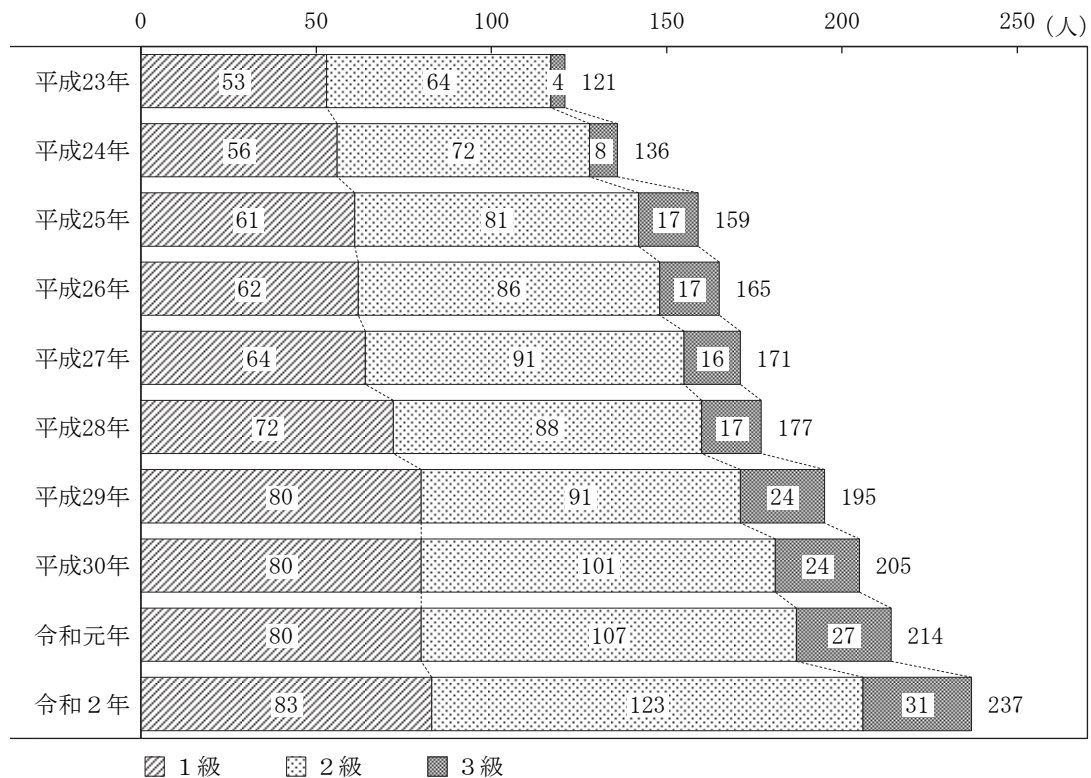
資料：県障がい福祉課（令和2年3月末日現在）

(4) 精神障がいのある人

精神障害者保健福祉手帳所持者を障害等級別にみると、令和2年は2級が123人（51.9%）と最も多く、次いで1級が83人（35.0%）、3級が31人（13.1%）となっています。いずれの等級も増加傾向にあります。平成23年と比べると、3級の増加の割合が1級・2級に比べて高くなっています（図表2-10）。

性別にみると男性が135人（57.0%）、女性が102人（43.0%）と男性が多く、年齢別では40～64歳が119人（50.2%）と多くなっています（図表2-11）。

図表2-10 障がい等級別にみた精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：西濃保健所（各年3月末日現在）

図表2-11 性別・年齢別・障害等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人

区分	18歳未満		18～39歳		40～64歳		65歳以上		計		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
1級	0	0	13	2	17	16	14	21	44	39	83
2級	2	2	15	14	46	22	13	9	76	47	123
3級	0	0	5	6	10	8	0	2	15	16	31
合計	2	2	33	22	73	46	27	32	135	102	237
	4		55		119		59				

資料：西濃保健所（令和2年3月末日現在）

自立支援医療（精神通院医療）は、通院による精神医療を受ける必要がある人の通院医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度であり、令和2年3月末日の受給者は242人です。精神疾患分類別にみると、「気分障害」が119人と最も多く、次いで「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」が51人となっています（図表2-12）。

図表2-12 精神疾患分類別自立支援医療（精神通院）受給者数

単位：人

ICD-10コード	名 称	人数
F 0	症状性を含む器質性精神障害	6
F 1	精神作用物質使用による精神及び行動の障害	3
F 2	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	51
F 3	気分障害	119
F 4	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	16
F 5	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	1
F 6	成人の人格及び行動の障害	0
F 7	精神遅滞	3
F 8	心理的発達の障害	19
F 9	小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	3
G40	てんかん	21
F 99	その他の精神障害	0
合 計		242

資料：西濃保健所（令和2年3月末日現在）

(5) 難病患者

平成25年4月から、障害者総合支援法に定める障がい児・者の対象に、難病患者等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となりました。障害者総合支援法における難病等の範囲は、令和元年7月1日から361疾病となっています。また、児童の慢性疾病については、小児慢性特定疾病医療費助成制度が実施され、現在16疾患群762疾病がその対象として認定されています。

本町における令和2年3月末日の指定難病認定者は162人となっており、潰瘍性大腸炎、パーキンソン病、全身性強皮症の順に多くなっています（図表2-13）。小児慢性特定疾病児童数は18人です（図表2-14）。

図表2-13 指定難病認定者数

単位：人

指定難病名	人数	指定難病名	人数
筋萎縮性側索硬化症	3	多発性嚢胞腎	1
脊髄性筋萎縮症	1	後縦靭帯骨化症	4
進行性核上性麻痺	2	広範脊柱管狭窄症	1
パーキンソン病	19	特発性大腿骨頭壊死症	2
重症筋無力症	2	下垂体性ADH分泌異常症	1
多発性硬化症／視神経脊髄炎	8	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	2
慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	1	下垂体前葉機能低下症	3
多系統萎縮症	1	サルコイドーシス	1
脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	7	特発性間質性肺炎	3
ライソゾーム病	1	肺動脈性肺高血圧症	1
もやもや病	1	慢性血栓性肺高血圧症	1
天疱瘡	1	網膜色素変性症	5
顕微鏡的多発血管炎	1	バッド・キアリ症候群	1
多発血管炎性肉芽腫症	1	原発性胆汁性肝硬変	5
全身性エリテマトーデス	3	クローン病	3
皮膚筋炎／多発性筋炎	4	潰瘍性大腸炎	33
全身性強皮症	12	ドラベ症候群	1
混合性結合組織病	1	一次性ネフローゼ症候群	2
シェーグレン症候群	2	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症	2
特発性拡張型心筋症	1	強直性脊椎炎	3
肥大型心筋症	2	I g G 4 関連疾患	1
再生不良性貧血	4	好酸球性副鼻腔炎	4
特発性血小板減少性紫斑病	4	合計	162

(注) 該当のある疾病のみ記載

資料：西濃保健所（令和2年3月末日現在）

図表2-14 小児慢性特定疾病児童数

単位：人

番号	疾患群	人数	番号	疾患群	人数
1	悪性新生物	2	8	先天性代謝異常	0
2	慢性腎疾患	3	9	血液疾患	3
3	慢性呼吸器疾患	0	10	免疫疾患	0
4	慢性心疾患	4	11	神経・筋疾患	1
5	内分泌疾患	2	12	慢性消化器疾患	2
6	膠原病	0	13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	0
7	糖尿病	1	14	皮膚疾患群	0
合計					18

資料：西濃保健所（令和2年3月末日現在）

3 障害支援区分

(1) 障害支援区分の認定者

令和2年3月末日現在、障害支援区分認定を受けている人は113人となっており、うち知的障がいのある人が89人（78.8%）を占めています。また、障害支援区分では最も支援の必要度が高い区分6が30人（26.5%）と多くなっています。

平成26年と比べると、全体では7人増加しており、特に区分6の増加が5人と多くなっています（図表2-15）。

図表2-15 障害支援区分の認定状況

単位：人

区 分	障害支援区分						計	
	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6		
平成 26 年	身 体	2	3	5	6	4	22	42
	知 的	0	10	14	15	14	3	56
	精 神	1	2	5	0	0	0	8
	計	3	15	24	21	18	25	106
平成 29 年	身 体	2	1	3	0	1	8	15
	知 的	1	5	18	14	13	24	75
	精 神	1	4	5	2	0	1	13
	難病	0	0	0	0	0	0	0
	計	4	10	26	16	14	33	103
令 和 2 年	身 体	1	2	3	0	3	3	12
	知 的	0	7	18	21	17	26	89
	精 神	0	6	3	2	0	1	12
	難病	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	15	24	23	20	30	113

資料：健康福祉課（各年3月末日現在）

(2) 障害福祉サービス等支給決定者

障害福祉サービスの支給決定者は増加を続けており、令和元年度は182人となっています。

障害児通所サービス支給決定者は、平成29年度までは増加を続けていましたが、平成30年度以降減少し、令和元年度は66人となっています（図表2-16）。

図表2-16 障害福祉サービス等支給決定者の推移

単位：人

種 別	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
障害福祉サービス	142	152	155	171	178	182
障害児通所サービス	49	51	57	77	73	66

資料：健康福祉課（各年度3月末日現在）

第3章 基本的な考え方

1 前期計画の数値目標と実績

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和2年度末までに、平成28年度末の施設入所者数10人のうち1人（10.0%）が地域での生活に移行し、新規入所者を1人と見込み、施設入所者数は10人と見込みました。実績は、地域移行者はなく、新規に4人入所し、施設入所者は14人となっています（図表3-1）。

図表3-1 施設入所者の地域生活への移行の目標数値と実績

項目		数値	考え方
① 平成28年度末時点の施設入所者数		10人	
② 令和2年度末時点の施設入所者数	計画	10人	
	実績	14人	令和2年7月時点
③【目標値】施設入所者数の減少見込	計画	0人	入所者の障がいの重度化や、入所待機者がいる状況等を踏まえ、現状維持を目標とします
	実績	▲4人	令和2年7月時点
④【目標値】地域生活移行者数	計画	1人 (10.0%)	平成28年度末の施設入所者のうち、令和2年度末までに地域移行する者の数
	実績	0人	令和2年7月時点

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含むさまざまな関係者が情報共有や連携を行う協議の場については、設置できていません（図表3-2）。

図表3-2 保健、医療、福祉関係者等による協議の場の設置

項目	実績
保健、医療、福祉関係者等による協議の場の設置	未設置

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等については、令和2年度までに西濃圏域に1つ以上を共同整備することを目標としていましたが、令和2年度に整備しました（図表3-3）。

図表3-3 地域生活支援拠点等の整備

項目	実績
地域生活支援拠点等の整備 西濃圏域に1つ以上を共同整備	令和2年度整備

図表3-4 地域生活支援拠点の5項目の機能

項目	機能
① 相談	地域移行、親元からの自立等
② 体験の機会・場	一人暮らし、グループホーム等
③ 緊急時の受入・対応	ショートステイの利便性・対応力向上等
④ 専門性	人材の確保・養成、連携等
⑤ 地域の体制づくり	サービス拠点、コーディネーターの配置等

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

福祉施設から一般就労へ移行する人については5人を目標としていましたが、移行者はありませんでした（図表3-5）。

図表3-5 福祉施設から一般就労への移行の目標数値と実績

項目	数値	考え方
① 平成28年度の年間一般就労移行者数	1人	
②【参考】平成28年度の年間一般就労移行者数	3人	
③【目標値】令和2年度の一般就労移行者数	計画（目標）	5人 平成28年度移行実績の1.7倍
	実績	0人 令和2年度実績から算出

② 就労移行支援事業の利用者の増加

令和2年度末の就労移行支援事業利用者を9人とすることを目標としていましたが、3人となる見込みです（図表3-6）。

図表3-6 就労移行支援事業の利用者数と実績

項目	数値	考え方
① 平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数	3人	
②【目標値】令和2年度末の就労移行支援事業の利用者数	計画	9人 平成28年度末時点の就労移行支援事業利用者数から75%増加
	実績 対計画比	3人 (33.3%) 令和2年度実績から算出

③ 就労移行支援事業所の就労移行率の増加

町内に就労移行支援事業所が設置された場合の目標を設定しましたが、計画年度内に事業所の参入はありませんでした。

④ 職場定着率の増加

就労定着支援事業の利用者は、令和元年度2人、令和2年度3人を目標としましたが、各年度1人となっています。また、就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率は、令和元年度、令和2年度ともに100%を目標としていましたが、定着はできていません（図表3-7）。

図表3-7 職場定着率

項目		数値	考え方
①【目標値】就労定着支援見込者数	計画	令和元年	2人
		令和2年	3人
	実績	令和元年	1人
		令和2年	1人
②【目標値】就労定着支援利用者の1年以上の職場定着者数（定着率）	計画	令和元年	2人 (100%)
		令和2年	3人 (100%)
	実績	令和元年	0人 (%)
		令和2年	0人 (%)

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援については次の目標を設定していましたが、いずれも達成できていません。

- ① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- ② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- ③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

2 本計画の数値目標

基本指針においては、地域生活への移行、就労支援などの課題に対応するため、令和5年度を目標年度とする必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る目標（以下「成果目標」という。）を設定することが適当であるとされています。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障がいのある人の希望と自己決定・自己選択に基づき、入所施設から地域生活への移行を促進します。

- ① 令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者数14人のうち、1人（7.1%）が地域での生活に移行するものとします。
- ② 令和5年度末時点の施設入所者については、1人減少した13人を目標とします。

図表3-8 福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標数値

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の入所者数（A）	14人	
令和5年度末時点の入所者数（B）	13人	
【目標値】 施設入所者の削減見込（A-B）	1人 （7.1%）	・差引減少見込み数 ・国指針：令和元年度末時点から1.6%以上削減
【目標値】 地域生活移行者数	1人 （7.1%）	・令和元年度末時点の入所者のうち、令和5年度末までに施設入所からGH等へ地域移行する者の数 ・国指針：令和元年度末時点から6%以上移行

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含むさまざまな関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるよう、令和5年度末までに、圏域の保健・医療・福祉関係者が協働して協議の場を設置します。

また、協議の場における目標設定及び評価の実施回数等の「目標」は次のとおりです。

図表3-9 保健、医療、福祉関係者等による協議の場の設置

項目	数値
保健、医療、福祉関係者等による協議の場の設置	令和5年度末までに西濃圏域で設置
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	2人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回

(3) 地域生活支援拠点等の整備

近隣市町との連携のもと、平成2年度に西濃圏域に1か所整備したところであり、その機能の充実を図るため、定期的に運用状況の検証、検討を行います。

図表3-10 地域生活支援拠点等有する機能の充実

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等	1か所	令和2年度末に西濃圏域に1か所整備
運用状況の検証、検討回数	年1回	

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

福祉施設から一般就労へ移行する人については、全体では9人を目標とします。

就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支B型のそれぞれに係る移行者数の目標は図表3-12のとおりとします。

図表3-11 福祉施設から一般就労への移行目標数値

項目	数値	考え方
令和元年度の年間一般就労移行者数	6人	・令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】令和5年度の年間一般就労移行者数	9人 (1.5倍)	・令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数 ・国指針：令和元年度実績の1.27倍以上

図表3-12 年間一般就労移行者数内訳

項目	数値	考え方	
就労移行支援	令和元年度	2人	・令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者のうち就労移行支援事業を利用した者の数
	【目標値】令和5年度	3人 (1.5倍)	・令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する者のうち就労移行支援事業を利用した者の数 ・国指針：令和元年度実績の1.30倍以上
就労継続支援A型	令和元年度	3人	・令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者のうち就労継続支援A型事業を利用した者の数
	【目標値】令和5年度	4人 (1.3倍)	・令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する者のうち就労継続支援A型事業を利用した者の数 ・国指針：令和元年度実績の1.26倍以上
就労継続支援B型	令和元年度	1人	・令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者のうち就労継続支援B型事業を利用した者の数
	【目標値】令和5年度	2人 (2.0倍)	・令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する者のうち就労継続支援B型事業を利用した者の数 ・国指針：令和元年度実績の1.23倍以上

② 職場定着率の増加

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者を7人、77%とすることを目標とします。

図表3-13 職場定着率

項目	数値	考え方
【目標値】 令和5年度の年間就労定着支援事業利用者数	7人 (77%)	・令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する者のうち就労定着支援事業を利用した者の数 ・国指針：令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち7割以上が利用

③ 就労定着支援事業所の就労定着率の増加

基本指針においては、就労定着率が80%以上の就労定着支援事業所を70%とすることを目標としています。町内に事業所はなく、計画期間内に事業所の参入があった場合には、すべての事業所が80%以上の定着率を目指すこととします。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

- ① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- ② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- ③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置・コーディネーターの配置

図表3-14 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	数値	考え方
【目標】 児童発達支援センターの設置	令和5年度までに圏域で設置	・国指針：令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本。ただし、困難な場合は圏域での設置も可
【目標】 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	令和5年度までに体制構築	・国指針：令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本
【目標】 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和5年度までに圏域で設置	・国指針：令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本。ただし、困難な場合は圏域での設置も可
【目標】 重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度までに圏域で設置	・国指針：令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本。ただし、困難な場合は圏域での設置も可
【目標】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	令和5年度までに圏域で設置	・国指針：令和5年度末までに、県、各圏域、各市町村において保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本。ただし、困難な場合は県が関与したうえで、圏域での設置も可
【目標】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和5年度までに圏域で設置	・国指針：令和5年度末までに、県、各圏域、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本。ただし、困難な場合は県が関与したうえで、圏域での配置も可

(6) 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターを中心として、総合的・専門的な相談支援を行います。また、地域共生社会の実現のため、複雑化・多様化する地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築が重要であるため、既存の相談支援等の取り組みや地域資源を生かしながら、「相談支援（断らない相談支援体制）」、「地域づくりに受けた支援」の構築を一体的に実施する事業として、重層的支援体制整備事業を進めていきます。

図表3-15 相談支援体制の充実・強化のための取組

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	18件	20件	22件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	18件	20件	22件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	8回	9回	10回

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、事業所への指導や支援などの連携を進めるとともに、障害者自立支援協議会を活用し、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を進めます。

図表3-16 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	1回	1回	1回

第4章 障害福祉サービス等

1 障害福祉サービス等の種類

次に示す訪問系、日中活動系、居住系の障害福祉サービス及び相談支援について記載しています。

サービスの種類		サービスの内容	区分	障がい者計画における個別施策
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプサービス)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	介護	No.64
	重度訪問介護	重度の障がい者に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。		No.64
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。		No.64
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。		No.64
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。		No.64
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	介護	No.65
	自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。	訓練	No.65
	自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。		No.65
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。		No.40
	就労継続支援(A型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。		No.41
	就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。		No.41
	就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。		No.40
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をします。		介護
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	No.66	

サービスの種類		サービスの内容	区分	障がい者計画における個別施策
居住系サービス	自立生活援助	障害者支援施設やグループホームを利用していた人などを対象として、巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。	訓練	No.68
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。		No.68
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	介護	No.68

サービスの種類		サービスの内容	区分	障がい者計画における個別施策
相談支援	計画相談支援	サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいいます。サービス利用支援は、心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス等利用計画を作成します。継続サービス利用支援は、一定期間ごとにサービス等利用計画を検証し、その結果等を勘案して見直しを行い、その変更等を行います。	—	—
	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院に入所・入院している障がい者に対して、住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。	—	—
	地域定着支援	居宅でひとり暮らしをする障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。		—

介護＝介護給付 訓練＝訓練等給付

2 訪問系サービス

① サービスの利用状況

自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護を行う居宅介護は、利用者は計画を上回って推移していますが、利用時間は計画を下回っています。令和2年8月利用分をみると、利用実人数は19人、延べ利用時間は372時間となっています。障害支援区分別にみると、区分6の利用が最も多く、延べ利用時間は利用者全体の57.8%を占めています。町内事業所は、「おおぞら」と「垂井町社会福祉協議会」の2か所です。西濃圏域(町内を除く。)においても8事業所の利用があります。

重度の障がいのある人に、自宅で身体介護や家事援助、外出時の移動支援を行う重度訪問介護の利用者は平成30年度と令和元年度は2人、令和2年度は1人となっています。令和2年8月の利用者は区分5の1人で69時間の利用となっています。町内の事業所は「おおぞら」と「垂井町社会福祉協議会」の2か所があります。

視覚に障がいのある人の外出時の援護を行う同行援護の利用者は平成30年度と令和元年度に2人、令和2年度に1人が利用しています。

図表4-1 訪問系サービスの計画と実績

区 分		単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
居宅介護 (ホームヘルプ サービス)	計画	利用者数	人/月	19	20	21
		利用量	時間/月	418	440	462
	実績	利用者数	人/月	24	25	24
		利用量	時間/月	402	406	376
重度訪問介護	計画	利用者数	人/月	2	2	2
		利用量	時間/月	170	170	170
	実績	利用者数	人/月	2	2	1
		利用量	時間/月	145	127	82
同行援護	計画	利用者数	人/月	5	5	6
		利用量	時間/月	50	50	60
	実績	利用者数	人/月	2	2	1
		利用量	時間/月	31	13	1
行動援護	計画	利用者数	人/月	10	11	12
		利用量	時間/月	70	77	84
	実績	利用者数	人/月	9	8	6
		利用量	時間/月	67	86	57

(注) 令和2年度は4～8月分の平均

資料：健康福祉課

重度の知的障がい又は精神障がいのある人の援護や外出時の移動支援を行う行動援護の利用者は毎年度1人ずつ増加すると見込んでいましたが、平成30年度から令和元年度に1人、令和元年度から令和2年度に2人減少しています。令和2年8月利用分をみると、利用実人数は6人、延べ利用時間は40時間となっています。町内事業所としては「おおぞら」があり、そのほか西濃圏域（町内を除く。）においても2事業所の利用があります（図表4-1～図表4-4）。

図表4-2 訪問系サービスの利用状況

区 分		区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
居宅介護	支給決定者数（人）	0	1	7	6	3	4	8	29
	利用実人数（人）	0	1	6	5	3	1	3	19
	1人平均利用時間（時間）	0	12	10	9	14	4	72	20
	延べ利用時間（時間）	0	12	58	42	41	4	215	372
重度訪問介護	支給決定者数（人）				0	0	1	0	1
	利用実人数（人）				0	0	1	0	1
	1人平均利用時間（時間）				0	0	69	0	69
	延べ利用時間（時間）				0	0	69	0	69
同行援護	支給決定者数（人）	3	0	1	1	0	0	0	5
	利用実人数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0
	1人平均利用時間（時間）	0	0	0	0	0	0	0	0
	延べ利用時間（時間）	0	0	0	0	0	0	0	0
行動援護	支給決定者数（人）	2			1	1	4	4	12
	利用実人数（人）	1			0	0	3	2	6
	1人平均利用時間（時間）	18			0	0	7	1	7
	延べ利用時間（時間）	18			0	0	20	2	40

資料：健康福祉課（令和2年8月利用分）

図表4-3 町内における地域資源

サービスの種類	事業所名	法人名	対象障がい				
			身体	知的	精神	児童	難病
居宅介護	おおぞら	(福)あゆみの家	○	○	○	○	○
	垂井町社会福祉協議会	(福)垂井町社会福祉協議会	○	○	○		
重度訪問介護	おおぞら	(福)あゆみの家					
	垂井町社会福祉協議会	(福)垂井町社会福祉協議会					
行動援護	おおぞら	(福)あゆみの家		○	○	○	○

資料：県障害福祉課（令和2年8月1日現在）

図表4-4 事業所別利用状況

単位：事業所

サービスの種類	町内	西濃圏域 (町内以外)	県内 (西濃以外)	県外	計
居宅介護	2	8	0	0	10
重度訪問介護	1	0	0	0	1
同行援護	0	0	0	0	0
行動援護	1	2	0	0	3

資料：健康福祉課（令和2年8月利用分）

② サービス量の見込み

令和2年度については新型コロナウイルス感染症防止の観点からやや利用が控えられています。これまでの利用実績から緩やかな増加で推移すると見込みました。

なお、重度障害者等包括支援については、全国的に利用は少なく、町内、近隣市町にも事業所はなく、利用実績がないことから利用は見込んでいません。ただし、利用を制限するものではありません。

図表4-5 訪問系サービスの見込み一覧

区 分		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	利用者数	人/月	25	26	27
	利用量	時間/月	500	520	540
重度訪問介護	利用者数	人/月	1	1	2
	利用量	時間/月	82	82	170
同行援護	利用者数	人/月	5	5	6
	利用量	時間/月	50	50	60
行動援護	利用者数	人/月	12	12	13
	利用量	時間/月	84	84	91
重度障害者等包括支援	利用者数	人/月	0	0	0
	利用量	時間/月	0	0	0

③ サービスの確保策

- サービス内容や利用方法を周知するなど、適切な利用を促進します。
- 事業所に対して、感染予防対策、感染時の対応についての研修、情報提供を行い、必要なサービス提供の確保を図ります。

3 日中活動系サービス

(1) 生活介護

① サービスの利用状況

常時介護を必要とする障がいのある人に、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供する生活介護の利用者は、やや計画を下回って推移しています。令和2年8月利用分をみると、利用実人数は75人、1人当たりの平均利用日数は19日となっています。町内事業所としては、「デイセンターあゆみの家」「第二あゆみの家」「垂井町デイサービスセンター」「垂井町福祉事業所けやきの家」の4か所があります。そのほか、西濃圏域（町内を除く。）9事業所、県内（西濃圏域を除く。）7事業所、県外2事業所と多数の利用があります（図表4-6～図表4-9）。

図表4-6 生活介護の計画と実績

区 分		単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
生活介護	計画	利用者数	人/月	60	77	80
		利用量	日/月	1,080	1,386	1,440
	実績	利用者数	人/月	60	75	74
		利用量	日/月	1,130	1,461	1,398

（注）令和2年度は4～8月分の平均
資料：健康福祉課

図表4-7 生活介護の利用状況

区 分	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数（人）			1	11	20	17	26	75
利用実人数（人）			1	11	20	17	26	75
1人平均利用日数（日）			18	17	18	20	19	19
延べ利用日数（日）			18	189	359	337	491	1,394

資料：健康福祉課（令和2年8月利用分）9

図表4-8 町内における地域資源

サービスの種類	事業所名	法人名	対象障がい					定員
			身体	知的	精神	児童	難病	
生活介護	デイセンターあゆみの家	(福)あゆみの家		○				40人
	第二あゆみの家			○				60人
生活介護 (基準該当)	垂井町デイサービスセンター	(福)垂井町社会福祉協議会	○					10人
生活介護	垂井町福祉事業所けやきの家		○	○	○		○	20人

資料：県障害福祉課（令和2年9月1日現在）

図表4-9 事業所別利用状況

単位：事業所

サービスの種類	町内	西濃圏域 (町内以外)	県内 (西濃以外)	県外	計
生活介護	3	8	7	2	20
生活介護（基準該当）	1	1	0	0	2

資料：健康福祉課（令和2年8月利用分）

② サービス量の見込み

けやきの家が生活介護、就労継続支援（B型）に移行したことから、令和元年は大幅な増加となっていますが、計画期間内は横ばい状態で推移すると見込みました。

図表4-10 生活介護のサービス量の見込み

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	75	77	80
利用量	日/月	1,417	1,447	1,504

③ サービスの確保策

- 計画期間内については、おおむね既存事業所で供給量は確保できると考えます。特別支援学校卒業生等の利用を含め、ニーズに応じて、既存事業所の事業拡大、新規参入を働きかけるなどにより、必要なサービス量の確保に努めます。
- 事業所に対して、感染予防対策、感染時の対応についての研修、情報提供を行い、必要なサービス提供の確保を図ります。

(2) 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

① サービスの利用状況

身体障がいのある人に、一定期間、身体機能向上に必要な訓練を行う自立訓練（機能訓練）については、計画期間中の利用はありません。

知的障がい又は精神障がいのある人に、日中において一定期間、生活能力の向上に必要な訓練を行う自立訓練（生活訓練）については、各年度1人の利用を見込んでいましたが2人が利用しています。

宿泊型自立訓練は、自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、夜間の居住の場を提供して昼夜を通じた訓練を実施するサービスです。計画期間中は各年度1人の利用がありました。町内事業所としては、「ハートブリッジ」が自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練のサービスを提供しています（図表4-11、図表4-12）。

図表4-11 自立訓練の計画と実績

区 分		単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
自立訓練 (機能訓練)	計画	利用者数	人/月	0	0	0
		利用量	日/月	0	0	0
	実績	利用者数	人/月	0	0	0
		利用量	日/月	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	計画	利用者数	人/月	1	1	1
		利用量	日/月	15	15	15
	実績	利用者数	人/月	2	2	2
		利用量	日/月	48	48	28
宿泊型自立訓練	計画	利用者数	人/月	1	1	1
	実績	利用者数	人/月	1	1	1

(注) 令和2年度は4～8月の平均
資料：健康福祉課

図表4-12 町内における地域資源

サービスの種類	事業所名	法人名	対象障がい					定員
			身体	知的	精神	児童	難病	
自立訓練(生活訓練)	ハートブリッジ	(医)清澄会			○			10人
宿泊型自立訓練					○			20人

資料：県障害福祉課（令和2年8月1日現在）

② サービス量の見込み

現状の利用実績とほぼ同様の利用を見込みました。

図表4-13 自立訓練のサービス量の見込み

区 分		単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練(機能訓練)	利用者数	人/月	0	0	1
	利用量	日/月	0	0	8
自立訓練(生活訓練)	利用者数	人/月	2	2	3
	利用量	日/月	40	40	60
宿泊型自立訓練	利用者数	人/月	1	1	1

- 現状の体制で必要なサービス量を確保することが可能と考えます。

(3) 就労移行支援

① サービスの利用状況

一般企業等への就労を希望する65歳未満の障がいのある人に、一定期間、就労に必要な知識と能力向上のために必要な訓練を行う就労移行支援の利用実績は、計画を下回って推移しています。令和2年8月利用分をみると、利用者は区分なしの2人で、1人あたりの平均利用日数は17日となっています。

町内事業所はなく、西濃圏域2事業所の利用となっています(図表4-14～図表4-16)。

図表4-14 就労移行支援の計画と実績

区 分		単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
就労移行支援	計画	利用者数	人/月	7	8	9
		利用量	日/月	133	152	171
	実績	利用者数	人/月	6	3	2
		利用量	日/月	80	37	20

(注) 令和2年度は4～8月分の平均

資料：健康福祉課

図表4-15 就労移行支援の利用状況

区 分	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数(人)	2	0	0	0	0	0	0	2
利用実人数(人)	2	0	0	0	0	0	0	2
1人平均利用日数(日)	17	0	0	0	0	0	0	17
延べ利用日数(日)	34	0	0	0	0	0	0	34

資料：健康福祉課(令和2年8月利用分)

図表4-16 事業所別利用状況

単位：事業所

サービスの種類	町内	西濃圏域 (町内以外)	県内 (西濃以外)	県外	計
就労移行支援	0	2	0	0	2

資料：健康福祉課(令和2年8月利用分)

② サービス量の見込み

利用は減少傾向にありますが、一般就労への移行を促進する観点から緩やかな増加を見込みました。

図表4-17 就労移行支援のサービス量の見込み

区 分	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	2	3	4
利用量	日/月	20	30	40

③ サービスの確保策

- 新型コロナウイルス感染症の感染の収束が見えない中、企業の受け入れ拡大が難しい状況にはありますが、就労移行支援、就労定着支援は、一般就労への移行を可能にする重要なサービスであるため、町内、圏域ともに、更なる参入、事業拡大が促進されるよう働きかけを行います。

(4) 就労継続支援(A型)

① サービスの利用状況

一般企業等での就労が困難な65歳未満の障がいのある人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識と能力向上のために必要な訓練を行う就労継続支援A型の利用実績は、計画を下回って推移しています。令和2年8月利用分をみると、利用実人数は26人、1人あたりの平均利用日数は22日となっています。町内事業所はなく、西濃圏域（町内を除く。）9事業所、県内（西濃圏域を除く。）3事業所の利用となっています（図表4-18～図表4-20）。

図表4-18 就労継続支援A型の計画と実績

区 分		単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
就労継続支援 A型	計 画	利用者数	人/月	28	31	34
		利用量	日/月	560	620	680
	実 績	利用者数	人/月	26	27	26
		利用量	日/月	489	538	509

（注）令和2年度は4～8月分の平均

資料：健康福祉課

図表4-19 就労継続支援A型の利用状況

区 分	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数（人）	21	0	2	4	0	0	0	27
利用実人数（人）	20	0	2	4	0	0	0	26
1人平均利用日数（日）	24	0	16	14	0	0	0	22
延べ利用日数（日）	489	0	32	58	0	0	0	579

資料：健康福祉課（令和2年8月利用分）

図表4-20 事業所別利用状況

単位：事業所

サービスの種類	町内	西濃圏域 (町内以外)	県内 (西濃以外)	県外	計
就労継続支援A型	0	9	3	0	12

資料：健康福祉課（令和2年8月利用分）

② サービス量の見込み

利用実績は横ばい状態にありますが、緩やかな増加を見込みました。

図表4-21 就労継続支援（A型）のサービス量の見込み

区 分	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	28	31	34
利用量	日/月	560	620	680

③ サービスの確保策

- 広域的な対応はもちろん、既存事業所の事業拡大を働きかけるなどにより、必要なサービス量の確保に努めます。

(5) 就労継続支援(B型)

① サービスの利用状況

一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、働く場を提供するとともに、就労への移行に向けた知識と能力向上のために必要な訓練を行う就労継続支援B型の利用者は、ほぼ計画どおり推移しています。平成2年8月利用分の利用実人数は44人、1人あたりの平均利用日数は20日となっています。町内事業所としては、「ハートブリッジ」「垂井町福祉事業所けやきの家」があります。そのほか、西濃圏域（町内を除く。）11事業所、県内（西濃圏域を除く。）2事業所と多くの事業所の利用があります（図表4-22～図表4-25）。

図表4-22 就労継続支援B型の計画と実績

区 分		単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
就労継続支援 B型	計 画	利用者数	人/月	31	39	43
		利用量	日/月	527	663	731
	実 績	利用者数	人/月	28	37	42
		利用量	日/月	459	627	726

（注）令和2度は4～8月分の平均 資料：健康福祉課

図表4-23 就労継続支援B型の利用状況

区 分	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数（人）	35	0	4	5	2	0	0	46
利用実人数（人）	33	0	4	5	2	0	0	44
1人平均利用日数（日）	21	0	18	18	7	0	0	20
延べ利用日数（日）	696	0	72	91	14	0	0	873

資料：健康福祉課（令和2年8月利用分）

図表4-24 町内における地域資源

サービスの種類	事業所名	法人名	対象障がい					定員
			身体	知的	精神	児童	難病	
就労継続支援B型	ハートブリッジ	(医)清澄会			○			10人
	垂井町福祉事業所 けやきの家	(福)垂井町社会福祉協議会	○	○	○		○	10人

資料：県障害福祉課（令和2年8月1日現在）

図表4-25 事業所別利用状況

単位：事業所

サービスの種類	町内	西濃圏域 (町内以外)	県内 (西濃以外)	県外	計
就労継続支援B型	2	11	2	0	15

資料：健康福祉課（令和2年8月利用分）

② サービス量の見込み

利用実績は、けやきの家が就労継続支援（B型）及び生活介護に移行したことから大幅な増加となっていますが、計画期間内は毎年3人ずつの増加を見込みました。

図表4-26 就労継続支援（B型）のサービス量の見込み

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	44	47	50
利用量	日/月	748	799	850

③ サービスの確保策

- 特別支援学校卒業生等の利用を含め、利用ニーズが高い事業であるため、既存事業所の事業拡大、介護保険事業所に参入を働きかけるなどにより、必要なサービス量の確保に努めます。

(6) 就労定着支援

就労定着支援は、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に対して、生活の変化や家計、体調の管理など就労に伴い生じる生活面の課題を解決するため、連絡調整や指導・助言などの支援を行うサービスです。令和2年8月利用分をみると、利用実人数は区分なしの2人、1人あたりの平均利用日数は2日となっています。町内事業所はなく、西濃圏域2事業所の利用となっています（図表4-27～図表4-30）。

① サービスの利用状況

図表4-27 就労定着支援の計画と実績

区 分		単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労定着支援	計画	利用者数 人/月	0	2	3
	実績	利用者数 人/月	0	0	2

(注) 令和2度は4～8月分の平均
資料：健康福祉課

図表4-28 就労定着支援の利用状況

区 分	区分 なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数(人)	2	0	0	0	0	0	0	2
利用実人数(人)	2	0	0	0	0	0	0	2
1人平均利用日数(日)	2	0	0	0	0	0	0	2
延べ利用日数(日)	4	0	0	0	0	0	0	4

資料：健康福祉課(令和2年8月利用分)

図表4-29 町内における地域資源

サービスの種類	事業所名	法人名	対象障がい					定員
			身体	知的	精神	児童	難病	
就労定着支援	-	-						

資料：県障害福祉課(令和2年8月1日現在)

図表4-30 事業所別利用状況

単位：事業所

サービスの種類	町内	西濃圏域 (町内以外)	県内 (西濃以外)	県外	計
就労定着支援	0	2	0	0	2

資料：健康福祉課(令和2年8月利用分)

② サービス量の見込み

令和5年度は、令和2年8月の2人から5人増加した7人を見込みました。

図表4-31 就労定着支援のサービス量の見込み

区 分	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	3	5	7

③ サービスの確保策

- 就労定着に向けた新たなサービスであるため、就労移行支援と併せ、事業所の参入、既存事業所の事業拡大を働きかけるなどにより、必要なサービス量の確保に努めます。

(7) 療養介護

① サービスの利用状況

医療と常時の介護が必要な身体障がいのある人に、病院において機能訓練、療養上の管理・看護や介護を行う療養介護は、見込みどおりの4人で推移しています。令和2年8月の利用者の障害支援区分は、区分5が2人、区分6が2人となっています。町内、西濃圏域に事業所はなく、県内4事業所の利用となっています。(図表4-32～図表4-34)。

図表4-32 療養介護の計画と実績

区 分		単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
療養介護	計画	人/月	4	4	4
	実績		4	4	4

(注) 令和2年度は4～8月分の平均

資料：健康福祉課

図表4-33 療養介護の利用状況

区 分	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
給決定者数(人)						2	2	4
利用実人数(人)						2	2	4

資料：健康福祉課(令和2年8月利用分)

図表4-34 事業所別利用状況

単位：事業所

サービスの種類	町内	西濃圏域 (町内以外)	県内 (西濃以外)	県外	計
療養介護	0	0	4	0	4

資料：健康福祉課(令和2年8月利用分)

② サービス量の見込み

利用実績と同じ4人を見込みました。

図表4-35 療養介護のサービス量の見込み

区 分	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	4	4	4

③ サービスの確保策

- 現状の施設での利用になると考えます。

(8) 短期入所(ショートステイ)

① サービスの利用状況

介護者が病気の場合などに、障がいのある人が施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護を受ける短期入所には、障害者支援施設等で行う福祉型と、医療機関で行う医療型があります。

福祉型は毎年度1人ずつの増加を見込んでいましたが、年々減少傾向にあります。

図表4-36 短期入所の計画と実績

区 分		単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
短期入所 (福祉型)	計画	利用者数	人/月	15	16	17
		利用量	日/月	135	144	153
	実績	利用者数	人/月	16	13	8
		利用量	日/月	77	50	37
短期入所 (医療型)	計画	利用者数	人/月	0	0	0
		利用量	日/月	0	0	0
	実績	利用者数	人/月	1	0	1
		利用量	日/月	1	0	1

(注) 令和2年度は4～8月分の平均

資料：健康福祉課

令和2年8月利用分をみると、福祉型の利用実人数は11人、1人あたりの平均利用日数は5日となっています。町内事業所としては「ハートブリッジ」「特別養護老人ホームいぶき苑」「第二あゆみの家」があります。そのほか、西濃圏域(町内を除く。)4事業所、県内(西濃圏域を除く。)3事業所の利用があります。

医療型については、利用を見込んでいませんでしたが、平成30年度と令和2年度に1人の利用がありました(図表4-36～図表4-39)。

図表4-37 短期入所の利用状況

区 分		区分 なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
福祉型	支給決定者数(人)	6	0	4	11	14	9	14	58
	利用実人数(人)	3	0	0	1	3	1	3	11
	1人平均利用日数(日)	2	0	0	13	5	4	5	5
	延べ利用日数(日)	11	0	0	13	16	4	15	59
医療型	支給決定者数(人)	1	0	0	0	0	0	3	4
	利用実人数(人)	1	0	0	0	0	0	0	1
	1人平均利用日数(日)	1	0	0	0	0	0	0	0
	延べ利用日数(日)	1	0	0	0	0	0	0	0

資料：健康福祉課(令和2年8月利用分)

図表4-38 町内における地域資源

サービスの種類	事業所名	法人名	対象障がい				
			身体	知的	精神	児童	難病
短期入所 (福祉型)	ハートブリッジ	(医)清澄会			○		
	特別養護老人ホームいぶき苑	(福)白寿会	○				
	第二あゆみの家	(福)あゆみの家		○			

資料：県障害福祉課（令和2年8月1日現在）

図表4-39 事業所別利用状況

単位：事業所

サービスの種類	町内	西濃圏域 (町内以外)	県内 (西濃以外)	県外	計
短期入所(福祉型)	1	4	3	0	8
短期入所(医療型)	0	0	1	0	0

資料：健康福祉課（令和2年8月利用分）

② サービス量の見込み

新型コロナウイルス感染症の収束とともに増加すると考えますが、しばらくは緩やかな増加を見込みました。

図表4-40 短期入所のサービス量の見込み

区分		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所 (福祉型)	利用者数	人/月	15	16	17
	利用量	日/月	135	144	153
短期入所 (医療型)	利用者数	人/月	1	1	1
	利用量	日/月	1	1	1

③ サービスの確保策

必要性の高いサービスであり、多様なニーズに対応できるよう広域的な対応はもちろん、既存事業所の事業拡大や介護保険事業所に参入を働きかけるなどにより、必要なサービス量の確保に努めます。

4 居住系サービス

(1) 自立生活援助

自立生活援助は平成30年4月に始まったサービスで、入所施設やグループホーム等を利用して障がい者が一人暮らしを始めた時に、定期的に訪問し、健康状態や生活での課題、地域住民との関係を確認し、必要な助言や相談を行うサービスです。令和2年度に1人の利用を見込んでいましたが、令和2年8月現在利用はありません。

① サービスの利用状況

図表4-41 自立生活援助の計画と実績

区 分		単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	計画	人/月	0	0	1
	実績		0	0	0

(注) 令和2年度は4～8月分の平均
資料：健康福祉課

② サービス量の見込み

図表4-42 自立生活援助のサービス量の見込み

区 分	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	0	0	1
うち精神障がい者		0	0	1

③ サービスの確保策

- 地域生活への移行を目的とした新たなサービスであるため、既存事業所の事業拡大を働きかけるなどにより、必要なサービス量の確保に努めます。

(2) 共同生活援助(グループホーム)

① サービスの利用状況

障がいのある人が、グループホームと呼ばれる住居で共同生活を行いながら、食事の提供や日常生活上の援助、入浴、排せつ等の介護を受ける共同生活援助の利用実績は、ほぼ見込みどおりとなっています。

町内事業所としては、「グループホームハピネット」「きずな2006」があります。

そのほか、西濃圏域圏(町内を除く。)3事業所、県内(西濃圏域を除く。)3事業所、県外3事業所の利用があります(図表4-43～図表4-46)。

図表4-43 共同生活援助の計画と実績

区 分		単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
共同生活援助	計画	人/月	21	22	23
	実績		21	21	21

(注) 令和2年度は4～8月分の平均
資料：健康福祉課

図表4-44 共同生活援助の利用状況

区 分	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数(人)	2	0	4	5	9	4	2	26
利用実人数(人)	2	0	4	4	7	3	2	22

資料：健康福祉課（令和2年8月利用分）

図表4-45 町内における地域資源

サービスの種類	事業所名	法人名	対象障がい					共同生活住居	定員
			身体	知的	精神	児童	難病		
共同生活援助	グループホーム ハピネット	(医)清澄会			○			グループホーム ハピネット	6人
	きずな2006	(福)あゆみの家			○			岩手ホーム	4人
								東神田ホーム	4人
								めぐみホーム	7人
								表佐ホーム	7人
								習南ホーム	4人
								あいかわホーム	4人

資料：県障害福祉課（令和2年9月1日現在）

図表4-46 事業所別利用状況

単位：事業所

サービスの種類	町内	西濃圏域 (町内以外)	県内 (西濃以外)	県外	計
共同生活援助	2	3	3	3	11

資料：健康福祉課（令和2年8月利用分）

② サービス量の見込み

計画期間内における事業所の町内への参入、事業拡大は予定がないため、現状の利用者をそのまま見込みました。

図表4-47 共同生活援助のサービス量の見込み

区 分	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	21	21	21
うち精神障がい者		4	6	8

③ サービスの確保策

- 保護者の高齢化、障がいのある人の自立などの観点から、引き続き必要性の高いサービスであることから、次期計画期間の整備を含めて、既存事業所の事業拡大や新規参入を働きかけるなどにより、必要なサービス量の確保に努めます。
- 事業開始に伴う施設整備にかかる費用を補助するなどの方法により、町内に事業所が参集しやすい環境づくりに努めます。

(3) 施設入所支援

① サービスの利用状況

施設に入所している障がいのある人に対して、主に夜間に、入浴や排せつ、食事等の介助・支援を行う施設入所支援は、計画を上回って推移しています。令和2年8月は14人が利用しており、障害支援区分は、区分6が10人、区分5が4人となっています。町内事業所としては、「第二あゆみの家」があります。そのほか、県内（西濃圏域を除く。）4事業所、県外1事業所の利用があります（図表4-48～図表4-51）。

図表4-48 施設入所支援の計画と実績

区 分		単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
施設入所支援	計画	人/月	11	11	10
	実績		12	14	14

（注）令和2年度は4～8月分の平均 資料：健康福祉課

図表4-49 施設入所支援の利用状況

区 分	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数（人）				0	0	4	10	14
利用実人数（人）				0	0	4	10	14

資料：健康福祉課（令和2年8月利用分）

図表4-50 町内における地域資源

サービスの種類	事業所名	法人名	対象障がい					定員
			身体	知的	精神	児童	難病	
施設入所支援	第二あゆみの家	(福)あゆみの家		○				39人

資料：県障害福祉課（令和2年8月1日現在）

図表4-51 事業所別利用状況

単位：事業所

サービスの種類	町内	西濃圏域 (町内以外)	県内 (西濃以外)	県外	計
施設入所支援	1	0	4	1	6

資料：健康福祉課（令和2年8月利用分）

② サービス量の見込み

令和2年度の14人から1人減少した13人を目標として見込みました。

図表4-52 施設入所支援のサービス量の見込み

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	14	13	13

③ サービスの確保策

- 入所待機者がおり、依然として利用ニーズの高い事業ではありますが、利用者についてはグループホームなどで対応が困難な人など真に必要な人とし、それ以外の人についてはグループホームの整備等により、地域への移行を促進します。

5 相談支援

① サービスの利用状況

相談支援には、計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援があります。計画相談支援は、障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成及び見直しを行うサービス、地域移行支援は入所している障がいのある人又は入院している精神障がいのある人が地域生活に移行するための相談や支援を行うサービス、地域定着支援は居宅において単身で生活する障がいのある人が地域生活を継続していくための支援を行うサービスです。

計画相談支援は年度ごとにばらつきがあり、1か月あたり33～45人が利用しています。町内事業所には「相談支援事業所 ハートブリッジ」「ゆう」「垂井町障がい者相談支援事業所」があります。令和2年8月末日現在の利用者は178人、うち80人(44.9%)

が町内の事業所を利用しています。

地域移行支援及び地域定着支援は、令和2年度にそれぞれ1人の利用を見込んでいましたが、令和2年8月現在利用はありません（図表4-53～図表4-55）。

図表4-53 相談支援の計画と実績

区 分		単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	計画	人/月	30	36	39
	実績		33	45	36
地域移行支援	計画		0	0	1
	実績		0	0	0
地域定着支援	計画		0	0	1
	実績		0	0	0

（注）令和2年度は4～8月分の平均

資料：健康福祉課

図表4-54 町内における地域資源

サービスの種類	事業所名	法人名	対象障がい				
			身体	知的	精神	児童	難病
計画相談支援	相談支援事業所 ハートブリッジ	(医)清澄会			○		
	ゆう	(福)あゆみの家	○	○	○	○	
	垂井町障がい者相談支援事業所	(福)垂井町社会福祉協議会	○	○	○		○
地域移行支援	ゆう	(福)あゆみの家	○	○	○	○	
地域定着支援	ゆう	(福)あゆみの家	○	○	○	○	

資料：県障害福祉課（令和2年9月1日現在）

図表4-55 支給決定者数内訳

サービスの種類	町内	西濃圏域 (町内以外)	県内 (西濃以外)	県外	計	(参考)		
						セルフプラン	障害児相談支援	ケアプラン
計画相談支援	80人	72人	20人	6人	178人	19人	47人	3人

資料：健康福祉課（令和2年8月末日現在）

② サービス量の見込み

計画相談支援は、計画の作成、モニタリング等が必要なサービス利用者全員が、相談支援を利用するとともに、サービス利用者が増加することを勘案して見込みました。

図表4-56 相談支援のサービス量の見込み

区 分		単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数	人/月	40	42	44
地域移行支援 うち精神障がい者	利用者数	人/月	0	0	1
			0	0	1
地域定着支援 うち精神障がい者	利用者数	人/月	0	0	1
			0	0	1

③ サービスの確保策

- 既存事業所の事業拡大や介護保険事業所に参入を働きかけるなどにより、必要なサービス量の確保に努めます。
- 基幹相談支援センターを中心として、相談支援事業所に対して訪問等による専門的な指導・助言、人材育成のための支援等を行い、相談支援体制の強化、相談支援の質の向上を図ります。

第5章 地域生活支援事業

1 地域生活支援事業の種類

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な事業形態による事業を実施するものであり、市町村の判断により、地域におけるサービスの提供状況や障がいのある人等のニーズに基づき、自立支援や社会生活に必要な事業を行うことができます。

本町では、次の事業を実施します。

区 分	サービスの内容	障がい者計画における個別施策	
必須事業	理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。	No.1
	自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援します。	-
	相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や成年後見制度の利用支援をはじめとした権利擁護のために必要な援助を行います。	No.61 No.62 No.63
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行います。	No.7
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、研修、専門職による支援などを行います。	No.7
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行います。	No.80 No.81 No.82
	日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。	No.70
	手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。	-
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行います。	-
	地域活動支援センター	障がいがある人が通い、創作活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。	No.65
任意事業	訪問入浴サービス事業	家庭に移動入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。	No.70
	日中一時支援事業	障がいのある人の家族の就労支援、家族介護者の一時的な負担軽減を図るため、日中、障害者支援施設などにおいて障がいのある人に活動の場を提供します。	No.33 No.67
	社会参加促進事業	障がいのある人の社会参加を促進するために、自動車運転免許取得事業、自動車改造助成事業を行います。	No.72
	発達障害児者及び家族等支援事業	同じ悩みを持つ本人同士やその家族に対するピアサポート等の支援を充実させ、家族だけでなく本人の生活の質の向上を図ります。	-

2 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

① サービスの利用状況

理解促進研修・啓発事業は、障がいのある人が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる社会的障壁をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行う事業です。平成30年度、令和元年度に実施しています。

図表5-1 理解促進研修・啓発事業の計画と実績

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
理解促進研修・啓発事業	計 画	実施	実施	実施
	実 績	実施	実施	未実施

資料：健康福祉課

② サービス量の見込み

図表5-2 理解促進研修・啓発事業の見込み

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施

③ サービスの確保策

- 社会福祉協議会が障がいのある方の理解啓発を目的に実施する「たるいふれあいのつどい」の活動を補助する形態で実施する予定です。

(2) 自発的活動支援事業

① サービスの利用状況

自発的活動支援事業は、障がいのある人、その家族、地域住民等が、地域において自発的に行う活動を支援する事業です。本町においては、町内の障がい児（者）を預かっている団体に対して、専門的な知識を持った指導員を派遣し、助言・指導を行うことにより障がい児（者）の健全育成、能力開発の支援を行います。計画期間中は実施していません（図表5-3）。

図表5-3 自発的活動支援事業の計画と実績

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
自発的活動支援事業	計 画	実施	実施	実施
	実 績	未実施	未実施	未実施

資料：健康福祉課

② サービス量の見込み

図表5-4 自発的活動支援の見込み

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援	実施	実施	実施

③ サービスの確保策

- 障がい児（者）自立支援指導員を設置し、障がい児（者）及びその保護者が自発的活動を行う団体へ派遣し、助言・指導を行います。

(3) 相談支援事業

① サービスの利用状況

相談支援事業は、障がいのある人、保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行う事業です。現在4か所の事業所に委託して実施しています。令和元年度の相談件数は126件、うち知的障がいのある人が94件、精神障がいのある人が32件となっています。また、関ヶ原町、養老町と共同で「基幹相談支援センター」を設置して、総合的・専門的な相談支援を行っています。

自立支援協議会についても、令和元年度に3町で不破郡・養老郡障がい者自立支援協議会を設置し、地域の課題を把握・共有し、解決に向けた取組を行う体制を整備しました。自立支援協議会は、相談支援事業を始めとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たす協議の場であり、サービス提供事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者で構成されています。必要に応じて専門部会を立ち上げ、課題解決に向けた検討を行います（図表5-5～図表5-8）。

図表5-5 相談支援事業の計画と実績

区 分		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害者相談支援事業	計 画	か所	4	4	4
	実 績		4	4	4
	計 画	件/年	300	300	300
	実 績		167	126	37
基幹相談支援センター	計 画	か所	0	1	1
	実 績		0	1	1
自立支援協議会 (定例会議)	計 画	回/年	2	2	2
	実 績		2	2	2
自立支援協議会 (専門部会)	計 画	設置数	5	5	6
	実 績		4	4	4

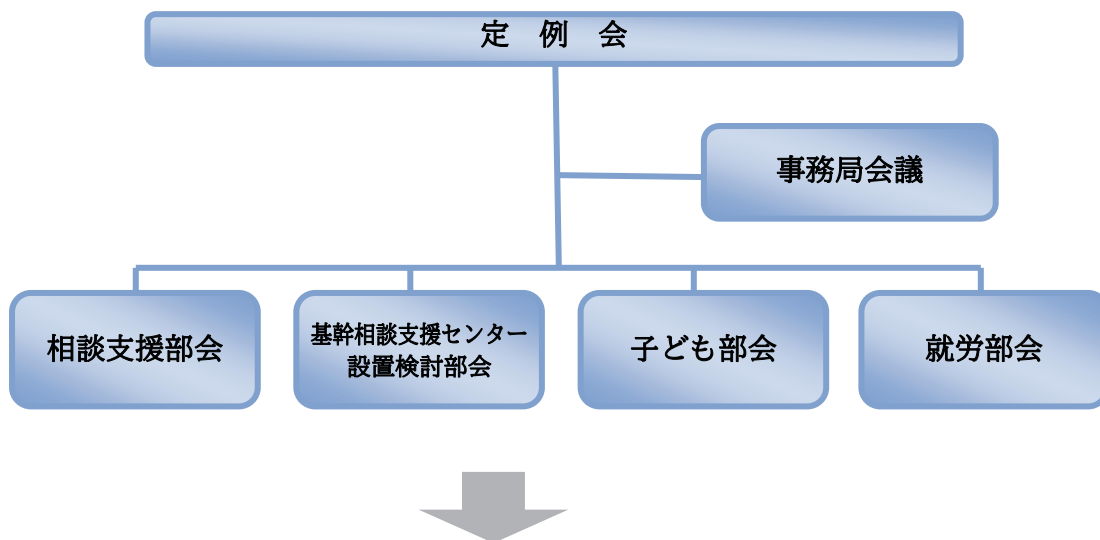
資料：健康福祉課（令和2年度は上半期分のみ）

図表5-6 相談支援事業の利用状況

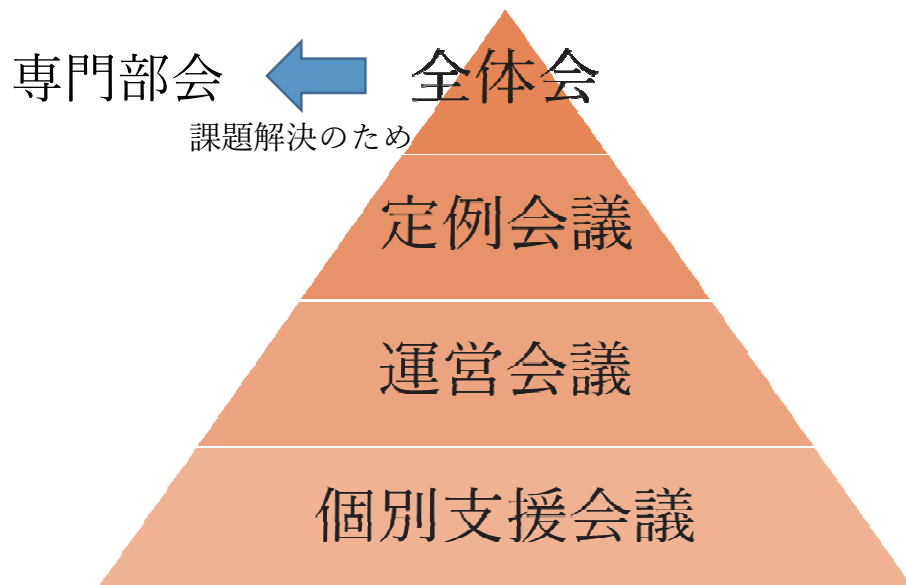
主な対象	事業所名	所在地	相談件数	
			平成30年度	令和元年度
知的障がい	ゆう	垂井町	115件	94件
	大垣市柿の木荘	大垣市		
精神障がい	せせらぎ	大垣市	52件	32件
	グリーンヒル	海津市		

資料：健康福祉課

図表5-7 垂井町障がい者自立支援協議会（平成30年度まで）



図表5-8 不破郡・養老郡障がい者自立支援協議会（令和元年度より）



② サービス量の見込み

図表5-9 相談支援事業のサービス見込み量

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	か所	4	4	4
	件/年	4	4	4
基幹相談支援センター	か所	1	1	1
自立支援協議会（定例会議）	回/年	2	2	2
自立支援協議会（専門部会）	設置数	5	5	6

③ サービスの確保策

- 障害者相談支援事業については、知的障がいのある人に関する相談は「ゆう」と「大垣市柿の木荘」に、精神障がいのある人に関する相談は「せせらぎ」と「グリーンヒル」に西濃圏域2市9町で共同委託します。身体障がいのある人の相談は役場健康福祉課において実施します。
- 基幹相談支援センターを中心として、相談支援の質の向上を図ります。
- 個別支援会議で見えた課題などについて不破郡・養老郡障がい者自立支援協議会で解決策を検討します。また、必要に応じて専門部会を設置し、課題の解決を図ります。不破郡・養老郡障がい者自立支援協議会で検討した課題のうち広域的な課題については西濃圏域障がい者総合支援推進会議で検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

① サービスの利用状況

成年後見制度利用支援事業は、知的障がいのある人、精神障がいのある人等で、主として判断能力が十分でない人の財産管理や日常生活上の援助を行う成年後見制度の利用を促進する事業です。1件の利用を見込んでいましたが、計画期間中の利用はありません（図表5-10）。

図表5-10 成年後見制度利用支援事業の計画と実績

区 分		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
成年後見制度利用支援事業	計 画	件/年	1	1	1
	実 績		0	0	0

（注）令和2度の実績は8月利用分までの実績から見込む

資料：健康福祉課

② サービス量の見込み

図表5-11 成年後見制度利用支援事業のサービス見込み量

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	件/年	0	1	2

③ サービスの確保策

- 高齢者施策との整合性を図りながら実施します。
- 不破郡・養老郡共同で「成年後見制度利用促進計画」を策定します。その中で、権利擁護支援の地域連携ネットワーク等について検討していきます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

① サービスの利用状況

成年後見等の業務を行う法人の活動を支援するため、実施団体に対する研修、安定的に実施するための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行う成年後見制度法人後見支援事業は実施していません（図表5-12）。

図表5-12 成年後見制度法人後見支援事業の計画と実績

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
成年後見制度法人後見支援事業	計 画	未実施	未実施	実施
	実 績	未実施	未実施	未実施

資料：健康福祉課

② サービス量の見込み

図表5-13 成年後見制度法人後見支援事業の見込み

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	未実施	実施	実施

③ サービスの確保策

- 不破郡・養老郡共同で「成年後見制度利用促進計画」を策定します。その中で、法人後見の実施に向けた検討を行います。

(6) 意思疎通支援事業

① サービスの利用状況

意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある障がいのある人に手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業で、計画期間中は手話通訳者派遣事業の利用があります（図表5-14）。

また、意思疎通が困難な重度の障がいのある人等が医療機関に入院した場合に、本人との意思疎通を図る支援者を派遣する重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業については、平成30年度、令和元年度に1人の利用がありました（図表5-15）。

図表5-14 意思疎通支援事業の計画と実績

区 分		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
①手話通訳者設置事業	計 画	設置者数 人/年	0	0	1
	実 績		未実施	未実施	未実施
②手話通訳者派遣事業	計 画	実利用者数 人/年	5	5	6
	実 績		4	5	5
③要約筆記者派遣事業	計 画	実利用者数 人/年	1	1	1
	実 績		0	0	0

（注）令和2年度の実績は8月利用分までの実績から見込む 資料：健康福祉課

図表5-15 その他意思疎通支援事業の実績

区 分		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業	計 画	事業所数	か所	1	1	1
		利用者数	人	1	1	1
		利用回数	回/年	4	4	4
	実 績	事業所数	か所	1	1	1
		利用者数	人	1	1	0
		利用回数	回/年	2	3	0

（注）令和2年度の実績は8月利用分までの実績から見込む 資料：健康福祉課

② サービス量の見込み

図表5-16 意思疎通支援事業のサービス見込み量

区 分		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
①手話通訳者設置事業		設置者数 人/年	0	0	1	
②手話通訳者派遣事業		実利用者数 人/年	5	5	6	
③要約筆記者派遣事業		実利用者数 人/年	1	1	1	
④その他意思疎通支援事業	重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業	事業所数	か所	1	1	1
		利用者数	人	0	0	1
		利用回数	回/年	0	0	4

③ サービスの確保策

- 手話通訳者設置事業については、利用ニーズを適切に把握すると共に、広域的な対応を含め検討します。
- 手話通訳者派遣事業及び要約筆記者派遣事業については「一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会」に委託し、実施します。
- 重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業については、多様なニーズに対応できるよう事業所との連携を図ります。
- 必要な方にサービスが行き届くよう町ホームページ等を利用し、周知に努めます。

(7) 日常生活用具給付等事業

① サービスの利用状況

重度の障がいのある人に日常生活用具を給付する日常生活用具給付等事業は、「排せつ管理支援用具」の利用が多くなっています（図表5-17）。

図表5-17 日常生活用具給付等事業の計画と実績

区 分		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
①介護・訓練支援用具	計 画	件/年	1	1	1
	実 績		0	1	0
②自立生活支援用具	計 画	件/年	2	2	2
	実 績		0	9	1
③在宅療養等支援用具	計 画	件/年	9	9	9
	実 績		7	8	2
④情報・意思疎通支援用具	計 画	件/年	6	6	6
	実 績		3	4	1
⑤排せつ管理支援用具	計 画	件/年	620	640	660
	実 績		607	655	653
⑥住宅改修費	計 画	件/年	1	1	1
	実 績		3	2	2

（注）令和2年度の実績は8月利用分までの実績から見込む

資料：健康福祉課

② サービス量の見込み

図表5-18 日常生活用具給付等事業のサービス見込み量

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①介護・訓練支援用具	件/年	1	1	1
②自立生活支援用具	件/年	2	2	2
③在宅療養等支援用具	件/年	9	9	9
④情報・意思疎通支援用具	件/年	6	6	6
⑤排せつ管理支援用具	件/年	660	680	700
⑥住宅改修費	件/年	1	1	2

③ サービスの確保策

- 多様なニーズに対応することができるよう対象用具、費用等の見直しに努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

① サービスの利用状況

聴覚障がいのある人との交流活動の促進や、町の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員の研修を行う手話奉仕員養成研修事業は、4人の利用を見込んでいましたが実績はありません（図表5-19）。

図表5-19 手話奉仕員養成研修事業の計画と実績

区 分		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
手話奉仕員養成研修事業	計 画	人/年	4	4	4
	実 績		0	0	0

資料：健康福祉課

② サービス量の見込み

図表5-20 手話奉仕員養成研修事業のサービス見込み量

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	2	2	3

③ サービスの確保策

- 近隣市町と共同で「一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会」に委託し、実施します。
多くの方に受講してもらうことができるよう町広報等による周知に努めます。

- 受講終了後、手話奉仕員として活動してもらいことができるような場の提供について検討します。

(9) 移動支援事業

① サービスの利用状況

障害福祉サービスの同行援護及び行動援護の対象にならない障がいのある人の外出時の移動を支援する移動支援事業については、利用者数は計画をやや下回って推移しています（図表5-21）。

図表5-21 移動支援事業の計画と実績

区 分		単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計 画	事業者数	か所	11	11	12
	利用者数	人/年	25	25	26
	利用時間数	時間/年	1,400	1,400	1,456
実 績	事業者数	か所	9	9	9
	利用者数	人/年	24	22	20
	利用時間数	時間/年	1,583	1,456	1,323

（注）令和2度の実績は8月利用分までの実績から見込む
資料：健康福祉課

② サービス量の見込み

図表5-22 移動支援事業のサービス見込み量

区 分	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業者数	か所	11	11	12
利用者数	人/年	25	25	26
利用時間数	時間/年	1,400	1,400	1,456

③ サービスの確保策

- 利用ニーズの高い事業であるため、必要なサービス量を確保するため既存事業所の事業拡大を働きかけるなどサービス提供事業所の増加に努めます。

(10) 地域活動支援センター

① サービスの利用状況

地域活動支援センターは、障がいのある人に創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を行う施設です。利用実績は、Ⅰ型（精神障害者地域活動支援事業）、Ⅲ型（作業所型地域活動支援事業）ともにおおむね計画どおりに推移しています。令和元年度利用分についてみると、Ⅰ型については、近隣市にある「せせらぎ」「グリーンヒル」を4人が利用しています。Ⅲ型については町内事業所の「けやきの家」の事業形態の変更により、令和元年度以降は行っていません(図表5-23、図表5-24)。

図表5-23 地域活動支援センターの計画と実績

区 分			単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
Ⅰ型 (町外)	計 画	事業所数	か所	2	2	2
		利用者数	人/年	4	4	4
	実 績	事業所数	か所	2	2	2
		利用者数	人/年	4	4	4
Ⅲ型 (町内)	計 画	事業所数	か所	1	-	-
		利用者数	人/年	17	-	-
	実 績	事業所数	か所	1	-	-
		利用者数	人/年	17	-	-

資料：健康福祉課

図表5-24 施設別の利用状況

区 分	事業所名	所在地	人数(人/年)	
			平成30年度	令和元年度
Ⅰ型 (精神障害者地域活動支援事業)	せせらぎ	大垣市	4	4
	グリーンヒル	海津市		
Ⅲ型 (作業所型地域活動支援事業)	けやきの家	垂井町	17	-
合 計			21	4

資料：健康福祉課

② サービス量の見込み

図表5-25 地域活動支援センター事業のサービス見込量

区 分		単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
Ⅰ型(町外)	事業所数	か所	2	2	2
	利用者数	人/年	5	5	5

③ サービスの確保策

- 地域活動支援センターI型については、現状の体制で必要なサービス量を確保することが可能と考えます。

3 任意事業

(1) 訪問入浴サービス事業

① サービスの利用状況

重度の身体障がいのある人等を対象として、居宅において移動浴槽による入浴サービスを提供する訪問入浴サービス事業の利用者数は計画どおり2人で推移しています（図表5-26）。

図表5-26 訪問入浴サービス事業の計画と実績

区 分		単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計 画	事業所数	か所	1	1	1
	利用者数	人/年	2	2	2
	利用回数	回/年	260	260	260
実 績	事業所数	か所	1	1	1
	利用者数	人/月	2	2	2
	利用回数	回/月	10	7	10

（注）令和2年度の実績は8月利用分までの実績から見込む

資料：健康福祉課

② サービス量の見込み

図表5-27 訪問入浴サービス事業のサービス見込量

区 分	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業所数	か所	1	1	1
利用者数	人/年	2	2	2
利用回数	回/年	180	180	180

③ サービスの確保策

- 現状の体制で必要なサービス量は確保できると考えます。
- 必要な方にサービスが行き届くよう町ホームページ等を利用し、周知に努めます。

(2) 日中一時支援事業

① サービスの利用状況

日中一時支援事業は、障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援及び一時的な休息を図る事業です。利用者は、平成30年度は見込みどおりの20人でしたが、令和元年度以降は計画を下回っています。

重度心身障がい児者に対して日中一時支援事業等を行う「重度心身障害児者サービス円滑利用事業」の利用者はほぼ計画どおりに推移しています（図表5-28、図表5-29）。

図表5-28 日中一時支援事業の計画と実績

区 分		単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計 画	事業所数	か所	10	10	11
	利用者数	人/年	20	20	21
	利用回数	回/年	340	340	357
実 績	事業所数	か所	9	9	11
	利用者数	人/年	20	13	15
	利用回数	回/年	310	246	280

(注) 令和2年度の実績は8月利用分までの実績から見込む
資料：健康福祉課

図表5-29 重度心身障害者サービス円滑利用事業の実績

区 分		単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計 画	事業所数	か所	2	2	3
	利用者数	人	4	4	5
	利用回数	回/年	376	376	470
実 績	事業所数	か所	1	1	1
	利用者数	人	4	5	5
	利用回数	回/年	371	327	350

(注) 令和2年度の実績は8月利用分までの実績から見込む
資料：健康福祉課

② サービス量の見込み

図表5-30 日中一時支援事業のサービス見込量

区 分		単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
日中一時支援事業	事業所数	か所	11	11	12	
	利用者数	人	20	20	21	
	利用回数	回/年	340	340	350	
その他 日中一時支援 事業	重度心身障 害児者サー ビス円滑利 用事業	事業所数	か所	11	11	11
		利用者数	人	20	20	20
		利用回数	回/年	340	340	350

③ サービスの確保策

- 利用ニーズの非常に高い事業であるため、多様なニーズに対応することができるよう既存事業所の事業拡大を働きかけるなどサービス提供事業所の増加に努めます。特に児童を対象とした事業所が少ないため、重点的に確保に努めます。

(3) 社会参加促進事業

① サービスの利用状況

身体障がいのある人が普通自動車運転免許を取得した場合に、その経費の一部を助成する自動車運転免許取得事業については1人の利用を見込んでいましたが、計画期間中の利用はありません。

上肢・下肢・体幹機能障がある人が、自ら自動車を運転できるように改造する必要がある場合に、その自動車の改造に要する経費の一部を助成する自動車改造助成事業は平成30年度に2人、令和2年度に1人が利用しています。

図表5-31 自動車運転免許取得事業・自動車改造助成事業の実績

区 分		単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自動車運転免許取得事業	計 画	人/年	1	1	1
	実 績		0	0	0
自動車改造助成事業	計 画	人/年	1	1	1
	実 績		2	0	1

(注) 令和2年度の実績は8月利用分までの実績から見込む

資料：健康福祉課

② サービス量の見込み

図表5-32 自動車運転免許取得事業・自動車改造助成事業のサービス見込量

区 分	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許取得事業	人/年	1	1	1
自動車改造助成事業	人/年	1	1	2

③ サービスの確保策

- 必要な方にサービスが行き届くよう町ホームページ等を利用し、周知に努めます。

(4) 発達障害児者及び家族等支援事業

保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切

な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等を実施し発達障がい者及びその家族等に対する支援体制を確保していきます。

図表5-33 発達障害者に対する支援

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	1	1	2
ペアレントメンターの人数	人	0	1	2
ピアサポートの活動への参加人数	人	2	4	6

第6章 障がい児支援サービス

1 障がい児支援サービスの種類

児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害児相談支援に加え、こども園、放課後児童健全育成事業などの子ども・子育て支援における障がい児の受け入れについても記載しています。

サービスの種類		サービスの内容	障がい者計画における個別施策
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作や知識を得ることや、集団生活への適応訓練を行います。	No.24 No.35
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作や知識を得ることや、集団生活への適応訓練に加え、医療スタッフによる支援を行います。	No.24 No.35
	放課後等デイサービス	就学している児童に、生活能力向上のための訓練などを継続的に行い、自立を支援するとともに放課後の居場所をつくります。	No.35
	保育所等訪問支援	支援員が保育所などを訪問し、障がい児に対して、集団生活に適応するための支援を行います。	No.35
	居宅訪問型児童発達支援	外出することが困難な障がいのある児童の家を訪問し、児童発達支援を行います。	No.35
計画相談	障害児相談支援	障がいのある児童の心身の状況、その置かれている環境、障がいのある児童又はその保護者の意向等を勘案し、利用する支援について「障害児支援利用計画」を作成するとともに、更新時期やモニタリング期間ごとに利用状況を検証します。	—

2 障害児通所支援

(1) 児童発達支援

障がいのある児童が施設等に通り、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を受ける児童発達支援の利用者は減少傾向にあります。令和2年8月利用分をみると、利用実人数は22人、1人あたりの平均利用日数は4日、延べ利用日数は95人日となっています。年齢別にみると、5歳の利用が多くなっています。本町においては、児童発達支援事業の利用者のほとんどが町が運営する「いずみの園」を利用しており、療育の中心となっています。

① サービスの利用状況

図表6-1 児童発達支援の計画と実績

区 分		単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
児童発達支援事業	計画	利用者数	人/月	23	24	25
		利用量	日/月	92	96	100
	実績	利用者数	人/月	26	23	18
		利用量	日/月	105	108	74

(注) 令和2年度は4～8月分の平均 資料：健康福祉課

図表6-2 児童発達支援の利用状況

区 分		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	計
児童発達支援事業	支給決定者数(人)	0	1	1	2	4	10	4	22
	利用実人数(人)	0	1	1	2	4	10	4	22
	1人平均利用日数(日)	0	4	3	5	3	5	3	4
	延べ利用日数(日)	0	4	3	10	14	51	13	95

資料：健康福祉課（令和2年8月利用分）

図表6-3 町内における地域資源

サービスの種類	事業所名	法人名	定員
児童発達支援	いずみの園	垂井町	10人

資料：県障害福祉課（令和2年9月1日現在）

図表6-4 事業所別利用状況

単位：事業所

サービスの種類	町内	西濃圏域 (町内以外)	県内 (西濃以外)	県外	計
児童発達支援	1	4	1	0	6

資料：健康福祉課（令和2年8月利用分）

図表6-5 町営児童発達支援施設「いずみの園」利用者数

単位：人

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
在席人数	28	19	18	19	15	17

資料：健康福祉課（各年4月現在）

② サービス量の見込み

児童発達支援については、緩やかな増加を見込みました。

なお、医療型児童発達支援については、これまでの実績からサービス量は見込んでいませんが、利用を制限するものではありません。

図表6-6 児童発達支援の見込み

区 分		単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数	人/月	30	32	32
	利用量	日/月	120	128	128
医療型児童発達支援	利用者数	人/月	0	0	0
	利用量	日/月	0	0	0

③ サービスの確保策

- 町内の事業所である「いずみの園」を中心にサービスを提供していきます。また、医療的ケア児のニーズに対応できるよう、広域的に必要なサービス量の確保に努めます。

(2) 放課後等デイサービス

① サービスの利用状況

放課後等デイサービスは、就学している児童に、生活能力向上のための訓練などを継続的に行い、自立を支援するとともに、放課後や夏休みなどの長期期間中の居場所を提供するサービスです。41人～45人の利用を見込んでいましたが、令和元年度と令和2年度は34人の利用となっています。令和2年8月利用分をみると、利用実人数は36人、1人あたりの平均利用日数は11日、延べ利用日数は402人日となっています。令和2年11月に町内に事業所が開所しました。西濃圏域の12事業所の利用があります（図表6-7～図表6-9）。

図表6-7 放課後等デイサービスの計画と実績

区 分		単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
放課後等デイサービス	計 画	利用者数	人/月	41	44
		利用量	日/月	410	440
	実 績	利用者数	人/月	42	34
		利用量	日/月	463	379

（注）令和2年度は4～8月分の平均
資料：健康福祉課

図表6-8 放課後等デイサービスの利用状況

区 分	6歳～12歳	13歳～15歳	16歳～17歳	18歳以上	計
支給決定者数（人）	21	9	6	1	37
利用実人数（人）	21	9	5	1	36
1人平均利用日数（日）	9	14	15	6	11
延べ利用日数（日）	199	124	73	6	402

資料：健康福祉課（令和2年8月利用分）

図表6-9 事業所別利用状況

単位：事業所

サービスの種類	町内	西濃圏域 (町内以外)	県内 (西濃以外)	県外	計
放課後等デイサービス	0	13	0	0	13

資料：健康福祉課（令和2年8月利用分） 令和2年11月に町内に1事業所が開所

② サービス量の見込み

放課後等デイサービスは、現状は減少傾向ですが、再度増加すると見込みました。

図表6-10 放課後等デイサービスの見込み

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	41	44	45
利用量	日/月	410	440	450

③ サービスの確保策

- 利用ニーズが非常に高い事業であり、広域的な対応、既存事業所の事業拡大などにより、必要なサービス量の確保に努めます。

(3) 保育所等訪問支援

① サービスの利用状況

障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を訪問し、障がいのある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行う保育所等訪問支援は、令和2年度に1人の利用を見込んでいましたが、令和2年8月現在利用はありません。

図表6-11 保育所等訪問支援の計画と実績

区 分		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
保育所等訪問 支援	計 画	利用者数	人/月	0	0	1
		利用量	日/月	0	0	1
	実 績	利用者数	人/月	0	0	0
		利用量	日/月	0	0	0

(注) 令和2年度は4～8月分の平均

資料：健康福祉課

② サービス量の見込み

令和5年度に1人の利用を見込みました。

図表6-12 保育所等訪問支援の見込み

区 分	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	0	0	1
利用量	日/月	0	0	1

③ サービスの確保策

- 広域的な対応を含め、令和5年度までにサービスが提供できる体制を整備します。

(4) 居宅訪問型児童発達支援

① サービスの利用状況

居宅訪問型児童発達支援は、障害児通所支援を受けたくても外出することが困難な重度の障がいのある児童に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。令和2年度に1人の利用を見込んでいましたが、令和2年8月現在利用はありません。

図表6-13 居宅訪問型児童発達支援の計画と実績

区 分		単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
居宅訪問型児童発達支援	計 画	利用者数	人/月	0	0	1
		利用量	日/月	0	0	4
	実 績	利用者数	人/月	0	0	0
		利用量	日/月	0	0	0

(注) 令和2年度は4～8月分の平均
資料：健康福祉課

② サービス量の見込み

令和5年度に1人の利用を見込みました。

図表6-14 居宅訪問型児童発達支援の見込み

区 分	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	0	0	1
利用量	日/月	0	0	4

③ サービスの確保策

- 利用者の多様なニーズに対応できるよう、広域的な対応はもちろん、既存事業所の事業拡大を働きかけるなどにより、必要なサービス量の確保に努めます。

3 障害児相談支援

① サービスの利用状況

障がいのある児童が障害児通所支援を利用するための障害児支援利用計画の作成及び見直しを行う障害児相談支援の利用実績は10人台前半で推移しています。町内事業所としては、(福)あゆみの家が行っている「ゆう」があります。令和2年8月末現在における支給決定者は46人となっており、うち8人(17.4%)が町内の事業所を利用しています。また、利用者本人や家族等が作成するセルフプラン利用者は13人となっています(図表6-15～図表6-17)。

図表6-15 障害児相談支援の計画と実績

区 分		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害児相談支援	計 画	利用者数 人/月	11	13	15
	実 績	利用者数 人/月	15	11	10

(注) 令和2年度は4～8月分の平均 資料：健康福祉課

図表6-16 町内における地域資源

サービスの種類	事業所名	法人名	対象障がい				
			身体	知的	精神	児童	難病
障害児相談支援	ゆう	(福)あゆみの家	○	○	○	○	

資料：県障害福祉課（令和2年4月1日現在）

図表6-17 支給決定者数内訳

サービスの種類	町内	西濃圏域 (町内以外)	県内 (西濃以外)	県外	計	(参考)
						セルフプラン
障害児相談支援	8人	38人	0人	0人	46人	13人

資料：健康福祉課（令和2年8月末時点）

② サービス量の見込み

毎年度、1か月当たり2人の増加を見込みました。

図表6-18 障害児相談支援のサービス量の見込み

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	40	42	44

③ サービスの確保策

- サービスの利用増に伴い、障害児相談支援の利用増が見込まれることから、既存事業所の事業拡大や介護保険事業所に参入を働きかけるなどにより、必要なサービス

量の確保に努めます。また、現状セルフプランを利用している人が適切にサービスを利用することができるよう相談支援体制の強化に努めます。

- 基幹相談支援センターを中心として、相談支援の質の向上を図ります。

4 子ども・子育て支援

(1) 保育所等の障がいのある児童の受け入れ

現状、障がいのある児童もない児童も一緒に保育を行う「統合保育」を町内全園で実施しています。

今後も障がいのある児童に対する加配保育士の配置や職員への研修、町児童発達支援専門員の派遣による専門的な支援などにより、更なる障がい児保育の充実を図ります。

また、保育所等のバリアフリー化を図り、受入体制の整備に努めます。

(2) 放課後等健全育成事業の障がい児の受け入れ

放課後等健全育成事業については、障がいのある児童が利用できないことがあるため、研修等により職員の専門性を図り、障がいのある児童の受入が可能となるよう体制整備に努めます。

第7章 計画の推進

計画の推進については、第4次垂井町障がい者計画、第6期垂井町障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画を一体的に推進していきます。

1 計画の推進体制

(1) 不破郡・養老郡障がい者自立支援協議会

不破郡・養老郡障がい者自立支援協議会を定期的を開催し、計画の進捗状況の把握と評価を行います。また、重要課題の取り組みについて協議し、提言をします。

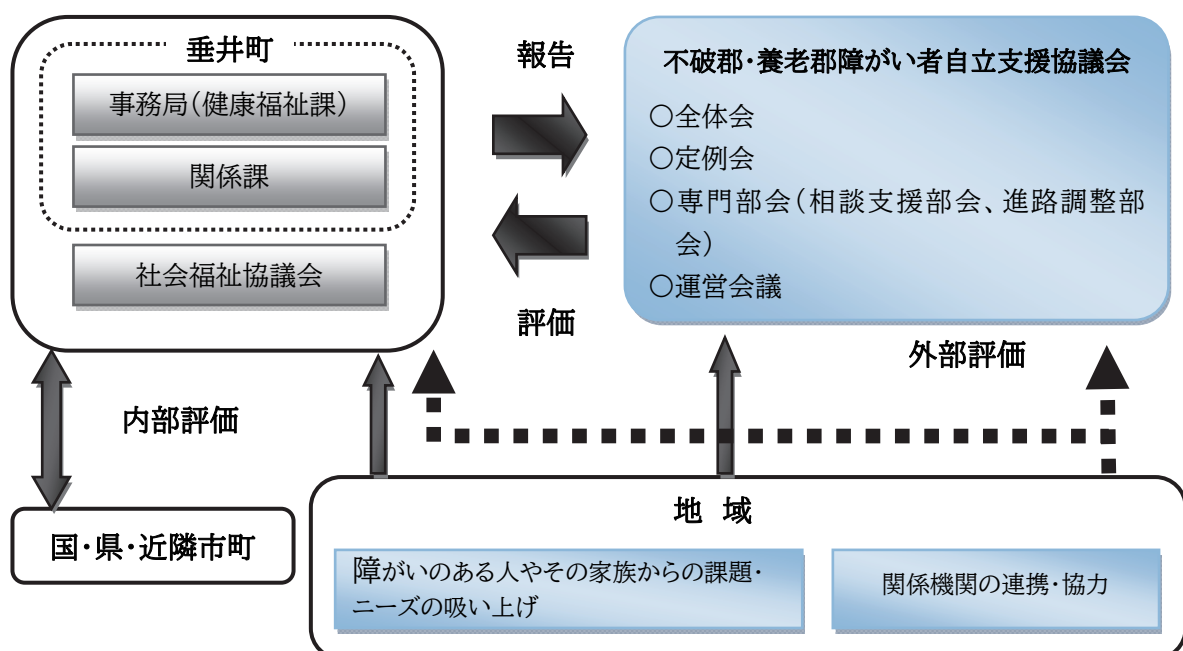
(2) 庁内体制

計画の施策などは、担当課が中心に取り組みを推進します。また、施策は相互に関連するものも多いため、関係課が連携して取り組み、施策の総合的な推進を図ります。

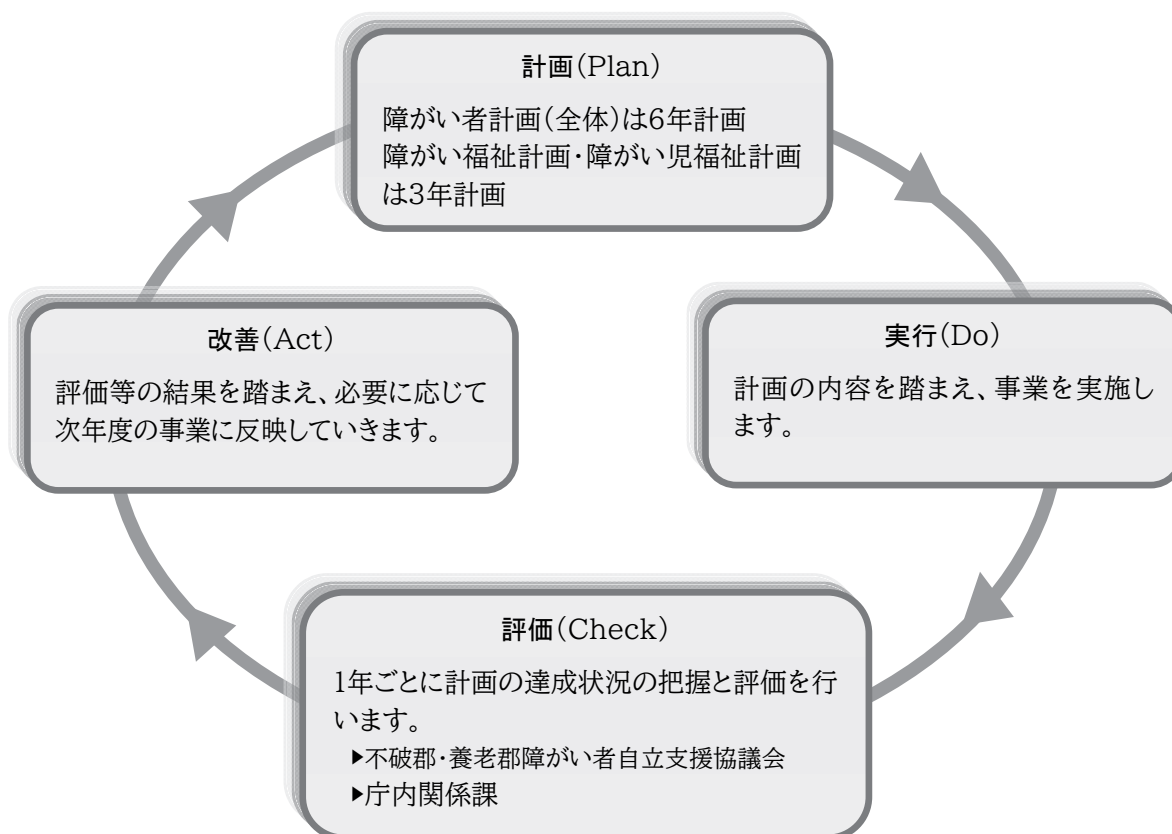
(3) PDCAサイクルの活用

不破郡・養老郡障がい者自立支援協議会における本計画の進捗状況の把握と評価についての協議をPDCAサイクルに位置づけ、分析評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

図表7-1 計画の進捗管理体制



図表7-2 計画の進捗評価イメージ(PDCAサイクル)



2 計画の広報と地域福祉の推進

障がいのある人や家族などの当事者、福祉・教育・医療・就労などの関係者はもちろん、住民すべてに計画を理解してもらい協力を得る必要があることから、ホームページなどを通じて計画の周知を図ります。

基本理念として掲げた「地域ぐるみで支えあう町づくり」の実現は、障がいのある人とその家族、関係者だけでできるものではありません。地域住民が障がいの特性と障がいのある人を理解し、当事者、関係者、サービス事業者、行政が協働して推進していきます。

3 関係機関等との連携

広範囲にわたる障がい者施策を推進するため、庁内だけでなく幅広い分野における関係機関・団体等との連携を図り、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

また、高い専門性を必要とする相談や療育、就労支援や地域移行などの課題は、町単独での解決や充実がむずかしことから、西濃圏域、近隣市町と協力して推進するとともに、改善点や必要な支援について、県や西濃圏域の自立支援協議会と連携しながら国および県に対して要望していきます。

第6期 垂井町障がい福祉計画
第2期 垂井町障がい児福祉計画

令和3年3月

発行／垂井町

編集／健康福祉課 社会福祉係

〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町宮代 2957 番地の11

電話 0584-22-7503

FAX 0584-22-5180

